

# 胎内市

## 地域ちやぶ台プラン4

第4期 胎内市地域福祉計画

第5次 胎内市地域福祉活動計画



令和5年4月

胎 内 市

胎内市社会福祉協議会



はじめに            胎内市長 井畑 明彦  
                      胎内市社会福祉協議会 会長 近 勝秋

## 目次

第1章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に当たって .....	1
1 計画の目的.....	1
2 計画の位置づけ .....	1
第2章 胎内市の状況 .....	3
1 人口の推移.....	3
2 地区ごとの人口推移 .....	5
第3章 地域福祉計画の体系 .....	10
1 基本理念 .....	10
2 基本方針と推進目標 .....	10
3 施策の体系について .....	11
第4章 計画の展開.....	13
1 地域福祉活動計画.....	13
2 推進体制 .....	32
3 進捗管理 .....	32
4 計画期間 .....	33
第5章 参考資料 .....	34
1 策定経過 .....	34
2 策定委員 .....	35
3 福祉政策等に係る参考資料 .....	36
第6章 成年後見制度利用促進計画 .....	41
第7章 再犯防止等の推進 .....	45
第8章 個別避難計画について.....	47
【用語集】 .....	50

\*（アスタリスク）がついている用語は、用語集で解説しています。

## はじめに

胎内市では、令和2年4月に第3期胎内市地域福祉計画及び第4次胎内市地域福祉活動計画である「地域ちやぶ台プラン3」を策定し、「楽しくふれあい、認めあい、助けあうまち たいない」を基本理念に、地域の方々や、市民団体、関係機関などと連携しながら、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。



この間にも、少子高齢化が加速し、生産年齢人口の減少も相まって、地域コミュニティの維持や活性化に少なからぬ影響が生じてきています。

また、新型コロナウイルス感染症の蔓延やロシアによるウクライナ侵攻、更には、地球温暖化が遠因とされている豪雨災害や土砂災害などの自然災害などが深刻さを増し、市民の一人おひとりが日々安心して元気で暮らせる社会環境にあるとは言い難い昨今の状況です。

このような状況を踏まえ、多様化、複雑化する諸問題の解決のために、地域との連携を深め、協働して取り組んでいくことが必要です。市民がともに支え合いながら希望や生きがいを持ち、健やかに暮らせるまちを目指し、その指針として地域福祉計画を策定いたしました。

第3期地域福祉計画に引き続き、市民・地域・行政が互いに連携をとりながら、計画に掲げる目標の実現を目指してまいりますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、地域福祉に関するアンケート調査等で貴重なご意見、ご提案をいただきました皆様、策定にあたりご審議いただきました胎内市地域福祉計画推進委員の皆様にご心から感謝を申し上げます。

令和5年4月

胎内市長 **井畑 明彦**

## ごあいさつ

私たち胎内市社会福祉協議会は、基本理念『誰もが安心して暮らせる あったかい福祉社会の創造』のもと、これまでに第1次から第4次までの地域福祉活動計画を策定し、みんなで考え、話し合い、協力しながら、地域が抱える様々な福祉問題を解決していく取り組みを進めてまいりました。



近年、超少子高齢化や核家族化などの進展により、家族や地域で支え合う力の弱体化や住民相互の繋がりが希薄化する中で、社会的孤立、生活困窮、ひきこもりなど、地域住民が抱える課題も複雑化・複合化が懸念されております。また、令和元年からの新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本会にも大きな影響を及ぼし、市民の皆様の生活様式だけでなく、地域福祉活動のあり方についても、変化を求められる事態となりました。

このような状況の中、市民の皆様・行政・福祉関係事業者・ボランティアなどが協働して地域福祉を推進していくための指針となる「地域ちゃぶ台プラン4」を策定いたしました。

本計画では、「たいないし ふくし」をキーワードとして、地域福祉活動に欠かせない8つの視点「備える」「相談」「集いの場づくり」「参加」「つながり」「福祉の担い手づくり」「情報」「地域資源」にもとづき、胎内市と連携を図りながら、地域福祉の一層の充実のため、市民の皆様とともに、本会の役職員が一体となって更なる取り組みを進めて参ります。

結びに、本計画策定にあたり貴重なご意見、ご提言を賜りました「胎内市地域福祉計画推進委員会」の委員の皆様やアンケートにご協力を頂いた市民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和5年4月

社会福祉法人 胎内市社会福祉協議会  
会長 近 勝 秋

# 第1章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に当たって

## 1 計画の目的

少子高齢化や核家族化が進み、個人の価値観の多様化や生活形態等の変化もあいまって、地域で互いに支え合う営みが弱くなってきており、共に助け合うための社会的なつながりも希薄になってきています。

また、近年頻発する大規模な災害の発生や新型コロナウイルス感染症の拡大など、社会の変容により胎内市の取り巻く状況も日々変化しており、複雑化する様々な課題に対応していかなければならない状況となっております。

このような状況下で、行政があらゆる施策を推進していく中でも解決が困難な課題があることから、解決のためには市民との協働の取組が必要となっております。

だれもが住み慣れた地域で安心・快適に暮らし続けられるよう、地域福祉の取組の指針となるようこの計画を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法に基づき地域において、高齢者、児童、障がい者などの分野ごとではなく、それぞれの実情に応じて行政や関係機関と住民が一体となり支え合うことができる地域のしくみづくりに取り組むための計画です。

地域福祉活動計画は、公的な福祉制度のみに頼らず、住民参加による支え合いを実現していくために、住民や各種団体が主体的に参加して策定する民間の活動・行動計画です。

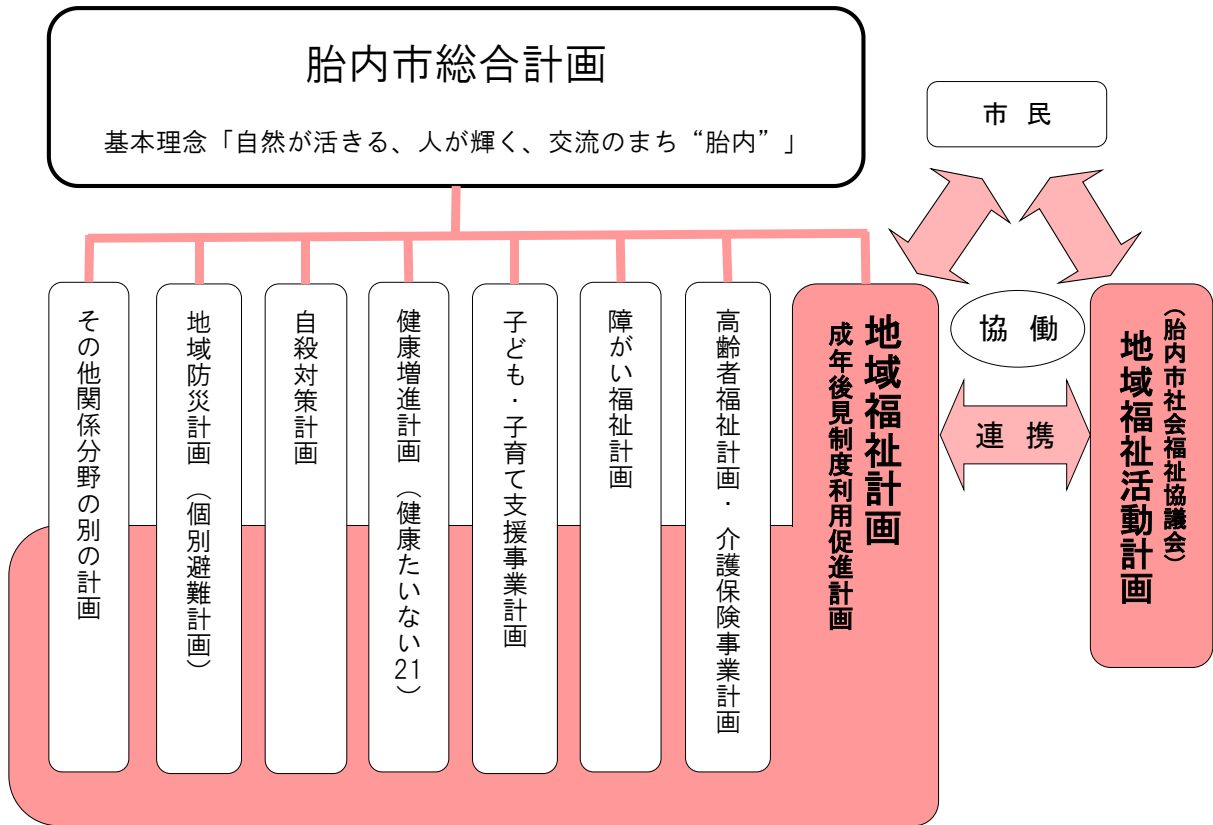
第4期胎内市地域福祉計画（以下「本計画」という）は、「第2次胎内市総合計画」を基盤計画とし、高齢者福祉や子育て支援や障がい者福祉などの各分野別計画の上位計画と位置づけ、それぞれの個別計画と調和・連携し、取組の推進を図ることとしています。（P.2 図1）

また、住民福祉の向上の観点から権利擁護に関わることとして、成年後見制度\*利用促進計画を一体的に策定しております。

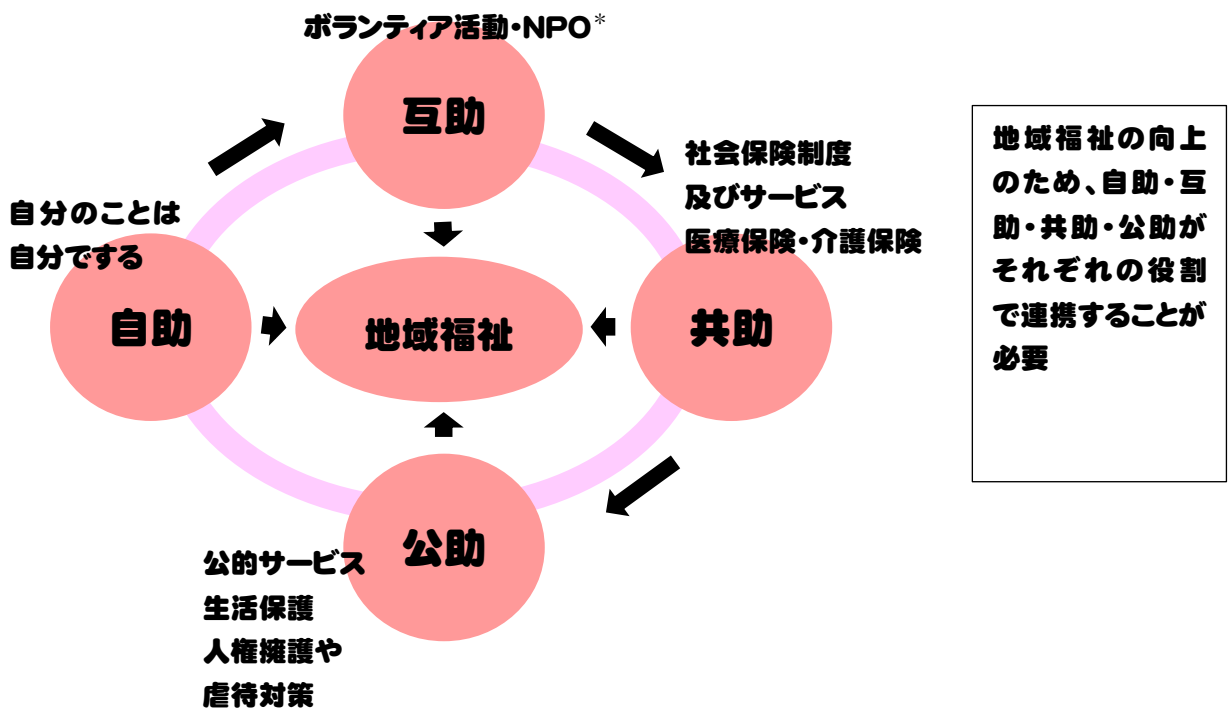
さらに、再犯の防止等の推進に関する法律が施行され、犯罪を犯した人が、再度犯罪を犯さないように地域で支援していくため、本計画での取組が重要であるとの考え方から再犯防止等の推進を加えて策定しています。

そして、前計画と同様に胎内市社会福祉協議会が策定する第5次胎内市地域福祉活動計画と共に具体的に計画を推進するために一体的に策定し、連携・協働することにより、自助・互助・共助・公助のそれぞれの役割と連携（P.2 図2）を踏まえて、地域福祉の向上、推進に向けて取り組んでいきます。

(図1) 胎内市地域福祉計画の位置づけ



(図2) 自助・互助・共助・公助の役割と連携



## 第2章胎内市の状況

### 1 人口の推移

平成 17 年 9 月に中条町と黒川村が合併し、市制が施行され、当時の人口は 32,813 人（国勢調査）でしたが、その後は人口減少傾向が加速しています。

国立社会保障・人口問題研究所が実施している「日本の地域別将来推計人口」によれば、今後も人口減少が続き、令和 47 年には、平成 27 年と比較し本市の人口が 53%減少すると推計されています。（図 3）

年少人口（0～14 歳）比率は、昭和 30 年以前から、生産年齢人口（15～64 歳）比率は昭和 45 年以降減少を続ける中、老年人口の比率（高齢化率）が増加を続けており、令和 4 年末時点で 36.6%と平成 30 年末時点の 34.2%から 5 年で 2%以上上昇しています。

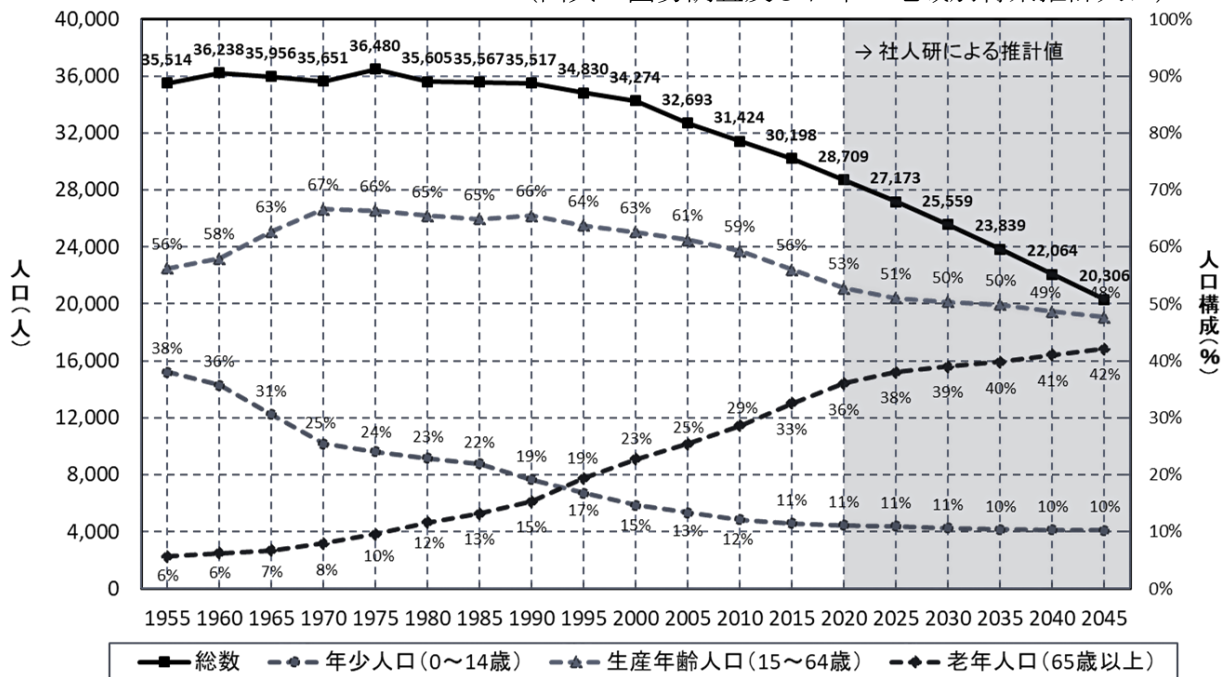
高齢化率は、今後も増加を続け、生産年齢人口 1 人当たり老年人口 1 人を支える状況に近づいていくと推計されています。

平成 27 年から令和 27 年の生産年齢人口の推計減少率は 42.8%、年少人口は 40.0%となっており、各種産業における労働者・後継者不足、小中学校の児童・生徒数の減少などが与える影響を今後の市政運営で考慮しなければならない状況です。

市においては、人口ビジョン（令和 2 年 3 月改定）の中で、上記推計よりも 8 ポイントほど人口減少を抑え、令和 47 年に人口が 16,549 人との将来展望を示しています。（P.4 図 4）

■（図 3）総人口及び年齢 3 区分別の割合の推移

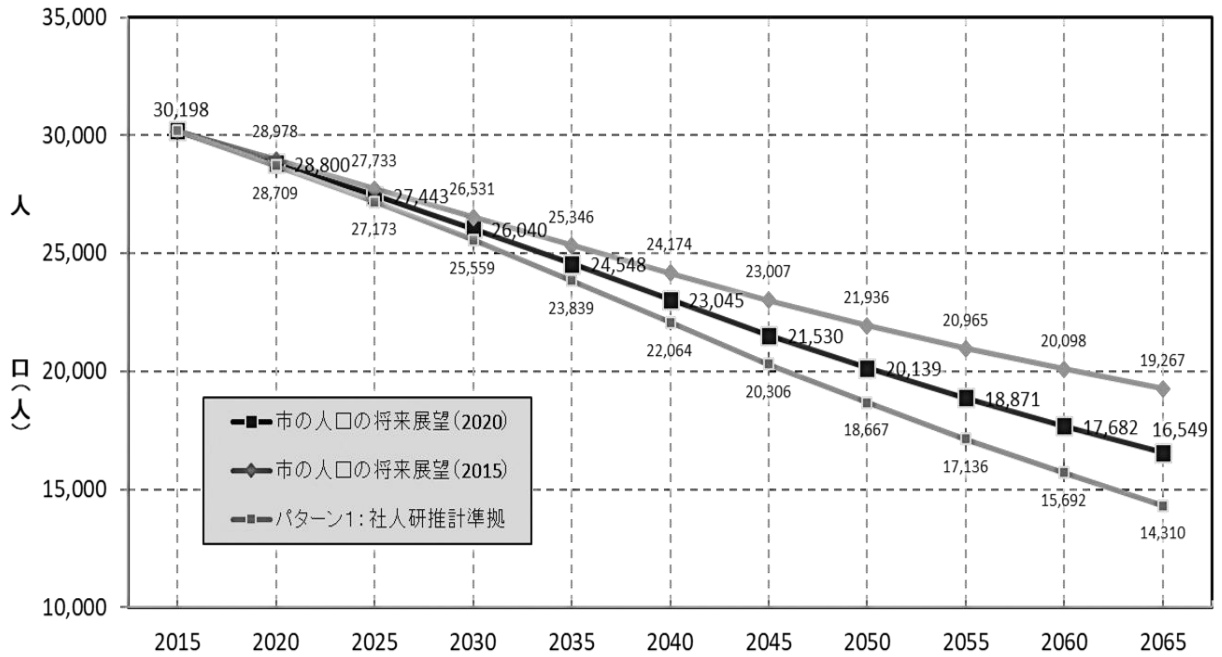
（出典：国勢調査及び日本の地域別将来推計人口）



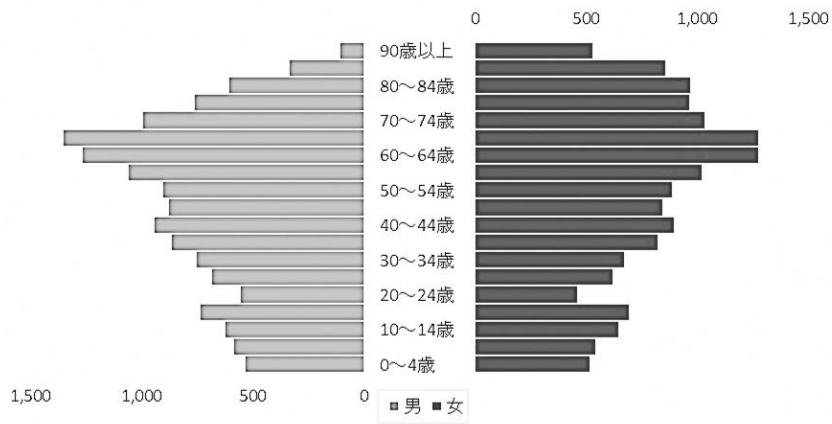


■ (図4) 総人口の将来展望

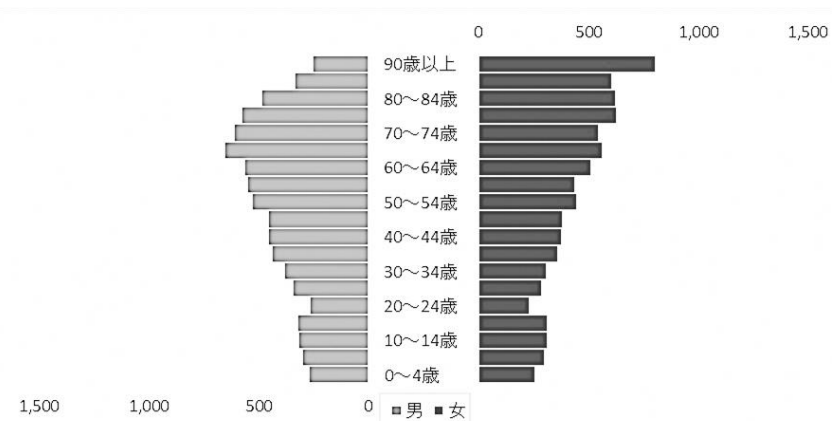
(出典：胎内市人口ビジョン(令和2年3月改定))



■ (図5) 人口ピラミッド(平成27(2015)年)



■ (図6) 人口ピラミッド(令和47(2065)年)



## 2 地区ごとの人口推移

平成31年3月から令和4年3月までの3年間での中条、乙、築地、黒川の各地区の人口推移は表のとおりで、主な特徴は以下のとおりです。

### 【人口総数】

人口総数については、全体では4.6%の減少となっている中で、中条地区で2.2%の減、乙地区で6.5%の減、築地地区で7.2%の減、黒川地区で7.4%の減となっており、中条地区以外での人口減少の割合が高くなっています。

男女別にみると、女性の減少率が高く、全体では、0.5ポイントの差があります。

### ■ 各地区の人口推移（出典：住民基本台帳）

（単位：人）

#### 全体

	総数	男	女	世帯数	世帯当たり 人員
平成31年 3月末	29,180	14,273 48.9%	14,907 51.1%	10,738	2.7
令和4年 3月末	27,851	13,666 49.1%	14,185 50.9%	10,797	2.6
増減	▲ 1,329 ▲ 4.6%	▲ 607 ▲ 4.3%	▲ 722 ▲ 4.8%	59 0.5%	▲ 0.1 ▲ 5.1%

#### 築地

	総数	男	女	世帯数	世帯当たり 人員
平成31年 3月末	4,767	2,345 49.2%	2,422 50.8%	1,578	3.0
令和4年 3月末	4,422	2,169 49.1%	2,253 50.9%	1,527	2.9
増減	▲ 345 ▲ 7.2%	▲ 176 ▲ 7.5%	▲ 169 ▲ 7.0%	▲ 51 ▲ 3.2%	▲ 0.1 ▲ 4.1%

#### 中条

	総数	男	女	世帯数	世帯当たり 人員
平成31年 3月末	15,149	7,414 48.9%	7,735 51.1%	5,813	2.6
令和4年 3月末	14,809	7,289 49.2%	7,520 50.8%	6,002	2.5
増減	▲ 340 ▲ 2.2%	▲ 125 ▲ 1.7%	▲ 215 ▲ 2.8%	189 3.3%	▲ 0.1 ▲ 5.3%

#### 黒川

	総数	男	女	世帯数	世帯当たり 人員
平成31年 3月末	4,864	2,342 48.1%	2,522 51.9%	1,829	2.6
令和4年 3月末	4,506	2,183 48.4%	2,323 51.6%	1,783	2.5
増減	▲ 358 ▲ 7.4%	▲ 159 ▲ 6.8%	▲ 199 ▲ 7.9%	▲ 46 ▲ 2.5%	▲ 0.1 ▲ 5.0%

#### 乙

	総数	男	女	世帯数	世帯当たり 人員
平成31年 3月末	4,400	2,172 49.4%	2,228 50.6%	1,518	2.9
令和4年 3月末	4,114	2,025 49.2%	2,089 50.8%	1,485	2.8
増減	▲ 286 ▲ 6.5%	▲ 147 ▲ 6.8%	▲ 139 ▲ 6.2%	▲ 33 ▲ 2.2%	▲ 0.1 ▲ 4.4%

### 【年少人口（0歳～14歳）】

年少人口は、中条地区以外では11%以上減少し、中でも黒川地区は18.4%減少しています。

### 【生産年齢人口（15歳～64歳）】

生産年齢人口は乙地区で11.1%、築地地区で10.9%、黒川地区で10.9%減少と中条地区以外では10%を超える減少となっています。

### 【老年人口（65歳以上）】

老年人口は、築地地区以外で増加しています。地区の人口に占める割合も30%以上となっており、乙地区及び黒川地区では40%以上となっています。

### 【世帯当たり人員】

世帯当たり人員は、各地区で減少しています。少子高齢化や核家族化の影響が表れていると思われます。

各地区の年齢区分人口の推移（出典：住民基本台帳）

（単位：人）

全体	全体			男			女		
	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成31年	3,140	15,950	10,090	1,632	8,232	4,409	1,508	7,718	5,681
3月末	11.5%	58.2%	30.2%	5.8%	30.0%	12.7%	5.7%	28.3%	17.5%
令和4年	2,871	14,845	10,135	1,474	7,725	4,467	1,397	7,120	5,668
3月末	10.3%	53.3%	36.4%	5.3%	27.7%	16.0%	5.0%	25.6%	20.4%
増減	▲ 269	▲ 1,105	45	▲ 158	▲ 507	58	▲ 111	▲ 598	▲ 13
	▲ 8.6%	▲ 6.9%	0.4%	▲ 9.7%	▲ 6.2%	1.3%	▲ 7.4%	▲ 7.7%	▲ 0.2%

中条	全体			男			女		
	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成31年	1,805	8,581	4,763	940	4,390	2,084	865	4,191	2,679
3月末	12.7%	58.9%	28.4%	6.4%	30.0%	12.1%	6.3%	28.9%	16.3%
令和4年	1,724	8,289	4,796	900	4,292	2,097	824	3,997	2,699
3月末	11.6%	56.0%	32.4%	6.1%	29.0%	14.2%	5.6%	27.0%	18.2%
増減	▲ 81	▲ 292	33	▲ 40	▲ 98	13	▲ 41	▲ 194	20
	▲ 4.5%	▲ 3.4%	0.7%	▲ 4.3%	▲ 2.2%	0.6%	▲ 4.7%	▲ 4.6%	0.7%

乙	全体			男			女		
	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成31年	395	2,314	1,691	201	1,235	736	194	1,079	955
3月末	9.4%	59.0%	31.6%	4.7%	31.6%	13.0%	4.7%	27.4%	18.6%
令和4年	351	2,052	1,711	169	1,113	743	182	939	968
3月末	8.5%	49.9%	41.6%	4.1%	27.1%	18.1%	4.4%	22.8%	23.5%
増減	▲ 44	▲ 262	20	▲ 32	▲ 122	7	▲ 12	▲ 140	13
	▲ 11.1%	▲ 11.3%	1.2%	▲ 15.9%	▲ 9.9%	1.0%	▲ 6.2%	▲ 13.0%	1.4%

築地	全体			男			女		
	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成31年	445	2,558	1,764	232	1,334	779	213	1,224	985
3月末	10.1%	56.8%	33.2%	5.2%	28.9%	14.2%	4.8%	27.9%	18.9%
令和4年	392	2,280	1,750	206	1,188	775	186	1,092	975
3月末	8.9%	51.6%	39.6%	4.7%	26.9%	17.5%	4.2%	24.7%	22.0%
増減	▲ 53	▲ 278	▲ 14	▲ 26	▲ 146	▲ 4	▲ 27	▲ 132	▲ 10
	▲ 11.9%	▲ 10.9%	▲ 0.8%	▲ 11.2%	▲ 10.9%	▲ 0.5%	▲ 12.7%	▲ 10.8%	▲ 1.0%

黒川	全体			男			女		
	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成31年	495	2,497	1,872	259	1,273	810	236	1,224	1,062
3月末	11.5%	57.0%	31.5%	5.7%	29.4%	12.9%	5.8%	27.6%	18.6%
令和4年	404	2,224	1,878	199	1,132	852	205	1,092	1,026
3月末	9.0%	49.4%	41.7%	4.4%	25.1%	18.9%	4.5%	24.2%	22.8%
増減	▲ 91	▲ 273	6	▲ 60	▲ 141	42	▲ 31	▲ 132	▲ 36
	▲ 18.4%	▲ 10.9%	0.3%	▲ 23.2%	▲ 11.1%	5.2%	▲ 13.1%	▲ 10.8%	▲ 3.4%

### 3 胎内市の地域カルテ

地域の現状を次に示します。今後の人口減少を見据えて、地域でその現状をどのように受け止め、支援の必要な住民をどのように支えていくのかなどを考  
えていくことが必要になります。その際には、既存のサービス等の拡充や新  
たな地域資源の発掘・開発等も視野に入れていかなければなりません。

胎内市地域カルテ1【人口・世帯数等の状況】			人口の将来展望 (市人口ビジョン)	
項 目	平成 30 年度末	令和 3 年度末	令和 27 年度末	
人 口	29,180 人	27,851 人	21,529 人	
年少人口(0~14 歳)	3,140 人	2,871 人	2,273 人	
生産年齢人口(15~64 歳)	15,950 人	14,845 人	10,663 人	
老年人口(65 歳~)	10,090 人	10,135 人	8,594 人	
高齢化率	34.5%	36.4%	39.9%	
自治会数	136 地区	136 地区		
世帯数	10,738 戸	10,797 戸		
高齢者を含む世帯数 ※施設入所者を除く	2,510 戸	2,777 戸		
独居世帯数	1,199 戸	1,304 戸		
高齢者のみ世帯数	1,311 戸	1,426 戸		

#### 胎内市地域カルテ2【支援が必要な方の状況】

項 目	平成 30 年度末	令和 3 年度末
生活保護世帯数	110 世帯	112 世帯
要介護認定者数	1,854 人	1,771 人
要支援1・2	462 人	509 人
要介護1	333 人	337 人
要介護2	312 人	231 人
要介護3	253 人	224 人
要介護4	315 人	300 人
要介護5	179 人	170 人
うち認知症 (認知症高齢者日常生活自立度*Ⅱa 以上)	1,314 人	1,328 人
総合事業*対象者数	220 人	186 人
障害者手帳所持者数	1,567 人	1,580 人
身体障害者手帳	1,096 人	1,074 人
療育手帳	210 人	216 人
精神保健福祉手帳	261 人	290 人
人工透析患者数	65 人	64 人
ひとり親世帯数(児童扶養手当)	261 世帯	237 世帯
就学援助認定者数	290 人	271 人
小学校	180 人	180 人
中学校	110 人	91 人

### 胎内市地域カルテ3 【保育・学校等の状況】

項 目		平成 30 年度末	令和 3 年度末
小学校数		5 校	5 校
	児童数	1,312 人	1,300 人
中学校数		4 校	4 校
	生徒数	682 人	607 人
高等学校数		2 校	2 校
大学数		1 校	1 校
特別支援学校通学数		22 人	24 人
保育園・認定こども園数		10 か所	10 か所
	公立保育園・認定こども園数	5 か所	4 か所
	私立保育園・認定こども園数	5 か所	6 か所
	保育園・認定こども園在園児数合計	959 人	842 人
	公立保育園・認定こども園	562 人	341 人
	私立保育園・認定こども園	397 人	501 人

### 胎内市地域カルテ4 【サービス事業所等の状況】

項 目		平成 30 年度末	令和 3 年度末
介護保険サービス事業所	地域包括支援センター*	4 か所	4 か所
	居宅介護支援事業所	9 か所	9 か所
	訪問介護事業所	2 か所	2 か所
	訪問看護事業所	1 か所	1 か所
	通所介護事業所	5 か所	5 か所
	通所リハビリテーション事業所	4 か所	4 か所
	ショートステイ	8 か所	8 か所
	グループホーム	5 か所	7 か所
	小規模多機能型居宅介護*	3 か所	3 か所
	共用型認知症対応型通所介護*	2 か所	2 か所
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	2 か所	2 か所
	介護老人保健施設	3 か所	3 か所
	地域密着型介護老人福祉施設*	3 か所	3 か所
	障害福祉サービス事業所	相談支援事業所	4 か所
基幹相談支援センター		0 か所	1 か所
就労系事業所		4 か所	5 か所
自立訓練事業所		1 か所	1 か所
日中一時支援*事業所		2 か所	2 か所
放課後等デイサービス		1 か所	3 か所
ショートステイ		1 か所	3 か所
グループホーム		4 か所	7 か所
生活支援・生活サポート*		1 か所	1 か所
居宅介護(ホームヘルプ)		1 か所	2 か所
同行援護*、行動援護*		1 か所	1 か所
移動支援*	1 か所	1 か所	

項 目	平成 30 年度末	令和 3 年度末
地域お茶の間サロン*数	72 か所	79 か所
通いの場* の数	26 か所	32 か所
老人クラブ数	30 クラブ	27 クラブ
特定非営利活動法人(NPO*法人)	4 団体	7 団体

### 胎内市地域カルテ5【サポートに関する状況】

項 目	数		備 考
民生委員数	73 人	令和 5 年 1 月末現在	
民生委員・児童委員数	68 人		
主任児童委員数	5 人		
緊急通報装置設置事業	130 件	令和 3 年度実績	救急搬送 7 件
救急医療情報キット*配付数	2,294 本		
救命ホルダー胎内たすく*配付数	3,972 個	令和 4 年 12 月末現在	
シルバー人材センター登録者数	763 人	令和 4 年 9 月 30 日現在	
胎内市自主防災組織*連絡協議会	117 組織	令和 4 年 12 月末現在	中条 54、乙 16、 築地 16、黒川 31 組織率 95.2%
胎内市防災士連絡協議会	142 人	令和 5 年 1 月末現在	
ボランティアセンター登録数			
団体	111 団体		
個人	39 人	令和 5 年 1 月末現在	
ファミリー・サポート・センター* 依頼会員数	235 人	令和 4 年 12 月末現在	
ファミリー・サポート・センター* 提供会員数	64 人	令和 4 年 12 月末現在	
ファミリー・サポート・センター* 両方会員数	15 人	令和 4 年 12 月末現在	
病児・病後児保育利用登録者数	76 人	令和 4 年 12 月末現在	
認知症サポーター*	9,637 人	令和 5 年 1 月末現在	一般 6,836 人、 小・中学生 2,801 人
介護予防リーダー*	61 人	令和 4 年 12 月末現在	
健伸(けんの)びサポート隊*	36 人	令和 4 年 12 月末現在	
地域支え合いサポーター*	58 人	令和 4 年 12 月末現在	
コミュニティソーシャルワーカー*	17 人	令和 4 年 12 月末現在	
生活困窮者支援相談数	210 人	令和 3 年度実績	延べ 2,445 件
福祉まるごと相談窓口*相談数	91 件	令和 3 年度実績	延べ 398 人
成年後見制度*利用者数	73 人	令和 4 年 6 月末現在	補助 3 人、保佐 21 人、後見 49 人
保護司	8 人	令和 4 年 12 月末現在	

## 第3章 地域福祉計画の体系

### 1 基本理念

市では、少子高齢化や地域のつながりが希薄になっている現状から、だれもが地域で支え合いながら元気で暮らしていけるかどうか大きなテーマと考えています。地域の皆様と協働しながら、元気に暮らしていけるまちづくりを目指して、前計画から引き続き本計画の基本理念を「楽しくふれあい、認めあい、助けあうまち たいない」とします。

「胎内市地域福祉計画」の基本理念

楽しくふれあい、認めあい、

助けあうまち たいない

### 2 基本方針と推進目標

胎内市地域福祉計画及び胎内市地域福祉活動計画を策定するに当たり、第3期計画及び第4次活動計画の評価と分析について、地域福祉に関するアンケート調査を実施しました。391人の回答があり、その分析を基に作業部会を開催し、市民の取組について検討を行いました。

分析の結果から、顔のつながりが薄れてきていること、世代間の交流がないこと、空家の問題、災害時の要援護者への支援や介護、障がい者、ひきこもり、ヤングケアラー\*等の支援をどうしたらよいかといったことが問題点として挙げられていました。

推進委員会や部会の中でも新型コロナウイルス感染症の影響で滞っている世代間の交流のきっかけをどのように作っていくのか、移動や買物支援について将来を見据えて今から取り組む必要があること、これらの問題に対応するために自治会・集落での学びや啓発をどのようにしていくのかといった意見がありました。

これらの問題点を改善していくために、基本方針と4つの推進目標を定め、具体的に取り組みを進めていきます。

## 基本方針

「笑顔であいさつ つながる安心

地域が支える居心地のいいまちづくりを目指して」

## 推進目標

- ① 「みんなで助け合い安心安全に暮らせるまち たいないの実現」
- ② 「みんなで参加し集えるまち たいないの実現」
- ③ 「みんなでふれあい笑顔で支えるまち たいないの実現」
- ④ 「みんなが自分らしく暮らすことができるまち たいないの実現」

## 3 施策の体系について

4つの推進目標に取組課題（キャッチフレーズ「たいないしふくし」）を設定し、胎内市地域福祉活動計画で取組課題に対する具体的な市民の取組について例示しました。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係を『「地域ちゃぶ台プラン4」 第4期 胎内市地域福祉計画・第5次 胎内市地域福祉活動計画 体系図』（P12）として示します。



「地域ちやぶ台プラン4」 第4期 胎内市地域福祉計画・第5次 胎内市地域福祉活動計画 体系図

基本理念

「楽しくられあい、認めあい、助けあつまち たいない」

基本方針

笑顔であいだつつながる安心  
地域が支える居心地のいいまちづくりを目指して」

推進目標

1 みんなで助け合い  
安心安全に暮らせる  
まちたいないの実現

2 みんなで参加し集える  
まちたいないの実現

3 みんなでふれあい笑顔  
で支えるまちたいない  
の実現

4 みんなが自分らしく  
暮らすことができる  
まちたいないの実現

取組課題

キャッチフレーズ 『たいないしふくし』

た 助け合い・支え合いのしくみづくり《備える》

い いつでも身近な場所でも相談できるしくみづくり《相談》

な なかよく だれもが和める集いの場づくり《集いの場づくり》

い いつでも だれでも参加できるまちづくり《参加》

し 信頼を築くつながりづくり《つながり》

ふ ふくしを支えるリーダーづくり《福祉の担い手づくり》

く 暮らしに必要な情報を上手に活用できるしくみづくり《情報》

し 幸せで、自分らしく暮らすことができる環境づくり《地域資源》

具体的な取組

《備える》

ア 災害時に備えて、家族や自治会・集落で相談  
イ 避難支援体制づくり  
ウ 防災訓練の実施・参加  
エ 防犯・交通安全対策に取り組む  
オ 生活を支える活動づくり

《相談》

ア 相談相手をつくり、困った時は話を聞いてもらう  
イ ひきこもりや障がいのある人への相談のしくみづくり  
ウ 市役所や社協などに相談できるしくみづくり

《集いの場づくり》

ア 子どもから大人まで皆さんが交流する場づくり  
イ 気軽に集える場づくり  
ウ 公民館・集会所・空き家の有効活用

《参加》

ア 自治会・集落行事や支え合い活動、ボランティア活動  
イ 若者などが参加しやすい行事の取り組みと参加  
ウ 支え合い活動やボランティア活動をみなさんに紹介

《つながり》

ア あいさつや声かけを通じた顔の見えるつながりづくり  
イ 民生児童委員や保健推進員、ボランティアとつながる  
ウ 学校・市役所・社協とつながる

《福祉の担い手づくり》

ア 公民館や集会所を使って、福祉について学ぶ  
イ 子どもたちの家庭・自治会・集落でのお手伝いの推進  
ウ 伝統行事を伝える

《情報》

ア 福祉に関する情報を身近な人と共有  
イ 福祉の情報を伝えるしくみづくり  
ウ みんな（目の不自由な人など）がわかりやすい福祉の情報を伝える

《地域資源》

ア だれもが働くことができる環境づくり  
イ 自分らしく生活しやすい環境づくり

## 第4章 計画の展開

### 1 地域福祉活動計画

市民の具体的な取組例を示し、社協、市の取組について記載しています。一体的に取り組むことによって、実行性のある活動へと推進していきます。

#### **推進目標 1** みんなで助け合い安心安全に暮らせるまち

#### たいないの実現

キーワード「たいないしふくし」の「た」

#### 『た』 助け合い・支え合いのしくみづくり 《備える》

近隣の皆さんによる支え合いの関係づくりや、地域での見守り活動は災害や困ったときの備えにも発展していきます。

そこで、具体的な取組課題「助け合い・支え合いのしくみづくり」を達成するため、胎内市では以下の実施プランに取り組めます。

#### ア 災害時に備えて、家族や自治会・集落で相談しましょう

災害時にどうするか、自治会・集落のみんなで助け合い・支え合いのネットワークづくりを目指します。

##### 私たち市民の取組例

- ・災害時にどうするか家族で相談し、連絡方法を決め、避難場所等を決めておきます。
- ・家族以外の相談相手をつくります。
- ・近所の人やお茶の間サロン\*等で災害時にどうするか話をする機会を持ちます。
- ・自治会・集落の集会等で、声掛けをして災害時の心配ごと等の話を聞きます。

#### イ 避難支援体制づくりに取り組みましょう

災害対策基本法\*の改正により避難行動要支援者\*などの個別避難計画\*の作成が努力義務と位置づけられました。いざという(災害)時の要援護者等の避難支援マップづくりをすすめ、支え合いの関係づくりを目指します。

##### 私たち市民の取組例

- ・社協の地域支え合いマップづくりを活用して、個別避難計画\*の作成に取り組めます。
- ・避難行動要支援者\*などの情報を自治会・集落役員が中心になって集め、避難方法を一緒に考えます。
- ・自治会・集落で避難する一人ひとりの視点に立ってマップを作成し、避難計画について相談します。(消防団との連携や平日・日中の対応)
- ・自治会・集落で自主防災組織\*をつくり、防災活動を行います。

## ウ 防災訓練を実施し参加しましょう

自治会・集落で実施する防災訓練へ参加し、いざという災害時に備えましょう。

### 私たち市民の取組例

- ・避難場所までの避難経路の確認を自治会・集落全体で共有します。
- ・自治会・集落の班単位での防災訓練など、より身近な顔の見える訓練を行います。
- ・昼だけでなく、夜間を想定した訓練を行います。
- ・子ども会や地区老人クラブなどの団体と共同で訓練を企画します。
- ・自治会・集落で災害に関する勉強会を開催し、防災の意識を高めます。

## エ 防犯・交通安全対策に取り組みましょう

普段の暮らしの中で、自治会・集落や老人クラブの活動などから、地域の見守り活動ができるしくみづくりを目指します。

### 私たち市民の取組例

- ・お茶の間サロン\*で消費者被害の情報が入るようにします。
- ・自治会・集落の見守り隊をつくり、見守り活動をします。
- ・自治会・集落の危険個所を調べ、全体で共有します。
- ・日頃からあいさつを行い、近隣での顔の見える関係づくりや支え合いの意識を持ちます。
- ・子どもの登下校時に合わせ、散歩や畑仕事をするなど「ながらパトロール」で子どもを見守ります。
- ・何か気付いたことがあった場合は、家族・自治会・集落役員の人に相談します。

## オ 生活を支援する活動づくりに取り組みましょう

困ったときのために、生活を支援する様々な活動づくりを目指します。

### 私たち市民の取組例

- ・要援護者宅のごみ捨てや雪かき、灯油入れ、電球の取り換えなど、ちょっとした困りごとを支援する活動に取り組みます。

### 社協の取組<<備える>>

取 組	内 容
地域福祉推進事業 ・地域福祉活動 ・お茶の間サロン*推進支援 ・生活支援体制整備*	自治会・集落で日ごろから助け合い・支え合い活動につながるような取り組み(交流の場立ち上げ支援)、安心して生活できるよう支援を行います。
地域支え合いマップ	自治会・集落を見える化し、日常より助け合い・支え合い活動につなげます。また災害時に備えて、避難支援のためのマップ作成を支援します。

災害ボランティア研修	災害時に備えて、災害ボランティアセンターやボランティア活動について研修会を開催します。
ふくし雪のけ支援	雪害時に備え、除雪ボランティアを募集し支援を行います。
新一年生見守り支援	小学校新1年生へ防犯ブザーを贈呈し、防犯意識を高めます。

### 市の取組<<備える>>

取組	内容
地域との協働による総合的な防災対策	地域の防災体制の強化を図るため、自主防災組織*の立ち上げの促進、防災訓練等を推進します。
	避難行動要支援者*の個別避難計画の作成を進め、避難を支える体制の構築を図ります。
	各種災害に関する危険箇所や基本的な対策を周知する防災ガイドブックのPRや、地域や学校と連携した防災教育の実施等を推進します。
適切な情報提供による安全な避難の誘導	これから起こるかもしれない災害に対し、あらかじめ時系列で自分自身の行動計画を整理する「マイ・タイムライン*」作成を啓発・推進します。
交通安全対策の推進	子どもや高齢者をはじめとする歩行者等の安全確保のため、交通安全教育の実施、学校や地域との協働による見守り活動および歩道の整備等の対策に取り組みます。
地域等と連携した犯罪被害の抑制	地域の見守り活動や関係者と連携した防犯パトロール等の防犯活動の拡充を図ります。
	商店、銀行や郵便局等事業所と協力関係を構築し、異変発見や特殊詐欺*被害の防止に向けたネットワークづくり等に取り組みます。
	インターネット等による詐欺や犯罪に巻き込まれたり、トラブルを引き起こしたりすることがないよう、関係機関と連携して啓発に努めます。
消費者相談の実施	消費者団体等の関係機関と連携して、多様化する悪質商法*等に対応する消費生活相談や多重債務相談、これらの被害防止に向けた啓発に取り組みます。特に高齢者を対象にした消費者トラブルの未然防止、拡大防止を図るため、身近な地域で出前講座に取り組みます。



キーワード「たいないしふくし」の「い」

## 『い』いつでも 身近な場所で相談できるしくみづくり 《相談》

生活の困りごとについていつでも相談できる身近な場所を知っておくことや、困ったときに福祉機関とつながることが相談援助のしくみです。また、近隣住民の助け合い・支え合いのしくみづくりにつながります。

そこで、具体的な取組課題「いつでも 身近な場所で相談できるしくみづくり」を達成するため、私たち胎内市民は以下の実施プランに取り組みます。

### ア 相談相手をつくり、困った時は話を聞いてもらいましょう

病気のこと、介護のこと、防災のこと、子育てのことなど、生活上で困ったことについて身近な相談相手をつくり、話を聞いてもらえる地域を目指します。

#### 私たち市民の取組例

- ・家族との日常会話を大切に、困りごとがあれば相談します。
- ・日頃から地域の人とつながりを持ち、自治会・集落役員や民生児童委員・保健推進員・お茶の間サロン\*・通いの場\*の世話人などに相談します。
- ・困りごとのある人に気づいたら、市役所(福祉まるごと相談窓口\*)や社協を紹介します。
- ・自治会・集落行事を計画し多世代交流を図り、顔の見える関係づくりをします。

### イ ひきこもりや障がいのある人への相談のしくみをつくりましょう

地域の中で、助けて！と自分から言いだせない人を自治会・集落役員や民生児童委員・保健推進員・お茶の間サロン\*・通いの場\*の世話人などを通じて専門機関につなげることができるしくみを目指します。

#### 私たち市民の取組例

- ・市の保健師やせいかつ応援センター\*、障がい相談支援事業所、福祉まるごと相談窓口\*などの専門機関に連絡します。
- ・だれもが(ひきこもりや障がいのある人)参加できるお茶の間サロン\*の立ち上げや居場所(ミンナの Casa、ほの一)などを利用し、交流を図り、顔の見える関係づくりを目指します。

### ウ 市役所や社協などに相談できるしくみをつくりましょう

市役所や社協などとのつながりを深め、近隣の人たちと助け合い・支え合うネットワークづくりを目指します。

#### 私たち市民の取組例

- ・市役所や社協の相談しやすい人を見つけます。
- ・市報や社協だより、またホームページを定期的に見るようにし、情報を活用します。
- ・何か困りごとがあったら、『市役所や社協に相談できる』ことを紹介します。
- ・民生児童委員などの連絡先を把握して、相談や困りごとをつなげます。

### 社協の取組<<相談>>

取 組	内 容
せいかつ応援センター* ・自立相談支援 ・就労支援 ・家計改善支援 ・子どもの学習・生活支援 ・生活支援ひきこもり支援	金銭(管理や借金)のこと、就労のこと、子どもの学習のこと、ひきこもりのことなどの生活全般の困りごとの相談を受け付けます。また、公共機関や郵便局等へのチラシを設置して伝えます。
日常生活自立支援	福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などがうまくいかない人の相談に応じ、必要なサービスを支援します。
障がい者・障がい児相談支援	障がいのある人の相談に応じ、必要なサービス調整を支援します。
地域包括支援センター 胎内市社協	高齢者やその家族の総合的な相談を受け付け、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように支えています。
地域福祉推進事業 ・地域福祉活動 ・ほのぼの茶屋の運営 ・お茶の間サロン*推進支援 ・生活支援体制整備*	自治会・集落で日ごろから助け合い・支え合い活動につながるような取り組み(交流の場立ち上げ支援)、安心して生活できるよう支援を行います。
知っ得情報お届け講座	生活や福祉に関することなどをテーマにして出前講座を開催します。
相談の進捗報告	社協に相談するよう紹介してくれた人に対し、その後の状況などについて本人の了解を得て報告します。

### 市の取組<<相談>>

取 組	内 容
福祉まるごと相談窓口*の周知	福祉まるごと相談窓口*では制度の枠を超えた「困りごと」の相談ができることを知ってもらい、相談しやすい環境を整えます。
相談・支援体制の充実	支え合いの地域づくり等の取組とつながりを深め、必要なサービスを受けていない人の掘り起こしや指定相談支援事業*の利用促進を図ります。
	障がいのある人の相談に適切に対応するため、指定相談支援事業*所の体制強化やサービス提供事業者の充実を図ります。
	増加傾向にある高齢者のひとり暮らしや家族からの虐待といったケースに対応するため、介護保険分野をはじめとする関係者と情報共有等の連携強化を図ります。
成年後見制度*の利用および権利擁護利用の支援	成年後見制度*および権利擁護の利用についての広報や利用について支援します。

生活困窮者に対する総合的な対策の実施 (生活困窮者自立支援事業*)	関係機関や支え合いの地域づくりの取組等と連携を強化し、生活困窮者の早期発見を図り、状況に応じて支援や保護を行います。
	緊急保護や就労支援、住居の確保、家計改善等の総合的な支援を柔軟に提要できる体制づくりを構築し、保護には至らない生活困窮者に対する相談機能の強化を図ります。
子育て世帯に寄り添う相談・支援体制の強化	助産師や保健師による家庭訪問、各種健診、子育て世代包括支援センターの相談機能等の充実を図ることで、妊娠期から切れ目なく子育て世帯と気軽に相談しやすい関係を構築します。
	ファミリー・サポート・センター*の活動や保育園等の一時預かりの充実、医療機関との連携などにより、子育て世帯の悩みや相談に対応できる体制を整えていきます。
	こころとことばの相談事業*を継続し、身近に相談できる医療支援体制を維持します。



## **推進目標 2** みんなで参加し集えるまち たいないの実現

キーワード「たいないしふくし」の「な」

### **『な』なかよく だれもが和める集いの場づくり 《集いの場づくり》**

自治会・集落でなかよくだれもが和める場をつくることは、近所で気軽に集まることのできるお茶の間サロン\*などの整備・PR・活性化などにつながります。また、集うきっかけがない人の場にもつながっていきます。

そこで、具体的な取組課題「なかよく だれもが和める集いの場づくり」を達成するため、胎内市では以下の実施プランに取り組みます。

#### **ア 子どもから大人まで皆さんが交流する場所をつくりましょう**

自治会・集落の人たちが日頃から気楽に世代間交流を行えることを目指します。

##### **私たち市民の取組例**

- ・世代間交流の地域行事を計画します。
- ・胎内市にある企業や介護事業所に協力を呼び掛けて、自治会・集落行事を企画します。
- ・施設のイベント、子育て支援センターや園の解放日を宣伝し、上手に活用します。
- ・積極的に「交流の場」をつくるようにします。
- ・子どもから大人までだれでも気軽に交流できる場(子ども食堂\*等)の立ち上げ準備・開設をします。

#### **イ 気軽に集える場所をつくりましょう**

気軽に集える場所をつくり、近隣の人たちが交流できる自治会・集落を目指します。

##### **私たち市民の取組例**

- ・お茶の間サロン\*の継続、充実を図ります。
- ・認知症カフェ\*(虹色カフェなど)の活用をします。
- ・大人も子どもも趣味や特技を発表できる場をつくります。
- ・公会堂などが高齢者や障がいのある人に使いやすいように心がけます。

#### **ウ 公会堂・集会所・空き家を有効活用しましょう**

自治会・集落の公会堂や集会所を、気楽に交流できる集いの場として有効に活用していきましょう。

また、自治会・集落の空き家などを有効活用できるような取り組みを進めます。

##### **私たち市民の取組例**

- ・空き家の所有者などと不動産事業者や空き家総合窓口に早目に相談するとともに、空き家バンク\*への登録を検討します。
- ・公会堂や集会所がない自治会・集落は空き家等の活用を所有者と検討します。
- ・民間事業者等の空き家管理を活用します。

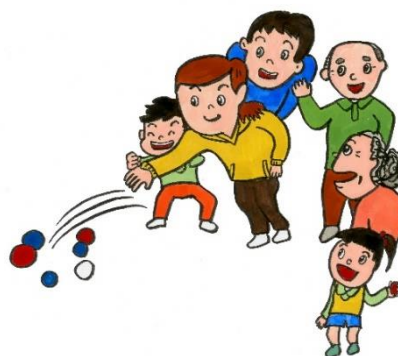


### 社協の取組《集いの場づくり》

取 組	内 容
地域福祉推進事業 ・地域福祉活動 ・ほのぼの茶屋運営 ・お茶の間サロン*推進支援 ・生活支援体制整備*	・自治会・集落で日ごろからの助け合い・支え合い活動につながるような取り組み(交流の場立ち上げ支援)、安心して生活できるよう支援を行います。 ・空き家などの利用を検討し、だれでも集える広域の場を運営します。
ひきこもり支援 (ほのICHI会)	ほのぼの茶屋を活用して、ひきこもり当事者の会「ほのICHI会」を定期的に開催します。

### 市の取組《集いの場づくり》

取 組	内 容
多世代交流対応型サロン* の立ち上げ・運営支援	だれもが気軽に寄り添い、支え合う場づくりの支援を行います。
介護予防と生きがいづくり	介護予防リーダー*の育成を継続するとともに、地域独自に通いの場*、地域のお茶の間サロン*、高齢者の見守り訪問等の活動を立ち上げようとする自治会・集落等の団体への支援を行います。
地域支え合い体制づくり* への支援	見守り活動や交流活動の立ち上げなど、地域の支え合いにつながる活動に支援を行います。



キーワード「たいないしふくし」の「い」

### 『い』 いつでも だれでも参加できるまちづくり 《参加》

自治会・集落行事や福祉活動(ボランティアやお茶の間サロン\*等)に参加することは、近隣の人たちがお互いに支え合える関係づくりにつながります。また、ふだんの困りごとを解決することにもつながっていきます。

そこで、具体的な取組課題「いつでも だれでも参加できるまちづくり」を達成するため、胎内市では以下の実施プランに取り組みます。

## ア 自治会・集落行事や支え合い・ボランティア活動に参加しましょう

自治会・集落行事でこれまで参加がむずかしい年代の人々が、気軽に参加できるような企画を工夫し、そのことをきっかけに、近隣の人たちと交流を深め、助け合い・支え合いのネットワークづくりを目指します。

### 私たち市民の取組例

- ・通学パトロールなどのボランティア活動に参加します。
- ・子どもから大人までだれでも気軽に交流できる場(子ども食堂\*等)の地域ボランティア活動に参加し応援します。
- ・社協のジュニア福祉スクール\*やボランティアフェスティバルに参加します。
- ・日頃から近隣の人達との交流を通し、一人暮らし高齢者などのごみ捨てや雪かきの手伝いをします。
- ・側溝掃除(泥上げ)など、自治会・集落活動にだれもが参加するようにします。
- ・小さな活動から始め、子どもを含めてだれでも出来るような活動(空き缶拾いなど)を考えます。

## イ 若者などが参加しやすい行事に取り組み参加しましょう。

一人暮らし高齢者や子育て中の親、ひとり親などが孤独や不安を感じることなく、安心して暮らしていくためにも近隣や自治会・集落と交流を深め、助け合い・支え合いのネットワークづくりを目指します。

### 私たち市民の取組例

- ・防災をキーワードにしたイベント(AED 講習・避難訓練など)を企画します。
- ・若者層が参加できるように、それぞれ自治会・集落に合った楽しめる行事のやり方をみんなで考えます。
- ・自治会・集落の子どもから高齢者までだれでも参加できる行事を計画し開催します。
- ・入学、成人、結婚、出産などを自治会・集落でお祝いします。

## ウ 支え合い活動やボランティア活動をみんなに紹介しましょう

自治会・集落で行っている支え合い活動をしている人が中心となり、みんなに紹介して近所の人たちがお互いに支援する活動につなげていきます。

### 私たち市民の取組例

- ・ボランティア活動を口コミで広めます。
- ・自治会・集落の活動や行事などの情報提供に「町内だより」や「掲示板」などを積極的に活用します。
- ・「廃品回収」の情報は「お知らせ」だけでなく、「結果やお礼」も発信していきます。

### 社協の取組《参加》

取 組	内 容
胎内市社会福祉大会	だれもが参加しやすい内容を検討し、多くの市民に参加してもらえよう進めていきます。

地域福祉推進事業 ・地域福祉活動 ・お茶の間サロン*推進支援 ・生活支援体制整備*	自治会・集落で日ごろからの助け合い・支え合い活動につながるような取り組み(交流の場立ち上げ支援)、安心して生活できるような支援を行います。
地域支え合いマップ作成	自治会・集落で行う地域支え合いマップ作成づくりに参加し、地域での助け合い・支え合い活動を進めます。
ボランティアきっかけ講座 ・たいないきれい隊* ・ボランティアフェスティバル ・ジュニア福祉スクール* ・災害ボランティア研修	・だれでも参加しやすい講座を開設し、新規ボランティアの獲得や福祉の担い手を育成します。 ・福祉教育を通して支え合い・ボランティア活動につなげます。
高齢者ふれあい昼食会	一人暮らし高齢者等の交流の場を企画し、情報提供や困りごとなどの情報収集をして住み慣れたまちづくりを推進していきます。
知っ得情報お届け講座	自治会・集落のニーズに合わせた講座を提案・企画し、多くの人に参加してもらえるように推進します。
共同募金事務・運動	赤い羽根共同募金の助成金を活用し、地域福祉を推進する団体(お茶の間サロン*やボランティア団体など)を支援します。 募金を通じて、胎内市の地域福祉活動(サロン・ボランティア活動等)を支えます。

### 市の取組《参加》

取 組	内 容
地域の支え合い活動の紹介	地域の支え合い活動を知ってもらい、新たな活動へつなげて行きます。
ボランティアスタンプ事業*の実施	地域支え合い活動や各種ボランティア活動をボランティアスタンプ事業*の対象とし、ボランティア活動の活性化と生きがいづくりを支援します。



## 推進目標3 みんなでふれあい笑顔で支えるまち たいないの実現

キーワード「たいないしふくし」の「し」

### 『し』信頼を築く つながりづくり 《つながり》

近隣の皆さんによる助け合い・支え合いの関係づくりは、災害時の助け合い、困ったときに福祉機関とつながるネットワークづくりに発展します。

そこで、具体的な取組課題「信頼を築く つながりづくり」を達成するため、胎内市では以下の実施プランに取り組みます。

#### ア あいさつや声かけを通じて、顔のみえるつながりをもちましょう

日ごろからあいさつを通じて、子どもと大人が顔見知りになり、助け合い・支え合いの関係づくりを目指します。

##### 私たち市民の取組例

- ・近所や自治会・集落の人と会った時に、あいさつをします。
- ・回覧板は声かけをして、顔を見て渡します。
- ・ご近所の要援護者の様子(カーテンの開閉、明かりの点灯消灯、新聞受けなど)を気にかけてるようにします。また長期間留守にする場合は、ご近所に伝えます。
- ・子どもの登下校時には、声かけを兼ねて散歩をし、顔を覚えてもらいます。

#### イ 民生児童委員や保健推進員、ボランティアとつながりましょう

自治会・集落役員や民生児童委員・保健推進員・お茶の間サロン\*・通いの場\*の世話人による助け合い・支え合いのネットワークづくりを目指します。

##### 私たち市民の取組例

- ・各種委員やボランティアの連絡先を把握します。
- ・自治会・集落で生活に困っている人を把握し、関係機関と連携します。

#### ウ 学校・市役所・社協とつながりましょう

学校・市役所・社協のつながりを深め、助け合い・支え合いのネットワークづくりを目指します。

##### 私たち市民の取組例

- ・胎内市の行事に参加して、学校や市役所・社協の人と交流します。
- ・学校支援ボランティア活動、学校後援会活動に参加してつながりを深めます。

##### 社協の取組《つながり》

取組(事業名)	内容
地域福祉推進事業 ・地域福祉活動 ・お茶の間サロン*推進支援 ・生活支援体制整備*	自治会・集落で日ごろからの助け合い・支え合い活動につながるような取り組み(交流の場立ち上げ支援)、安心して生活できるような支援を行います。

せいかつ応援センター* ・自立支援	地域住民と各関係機関がつながりを持ち、生活に困っている人を把握し支援していきます。
ふくし雪のけ支援	除雪で困っている人と除雪ボランティアをつなげます。
・ボランティア活動・講座 ・災害ボランティア養成講座	研修を通じて自治会・集落ボランティアと社協がつながりを深めます。

### 市の取組《つながり》

取 組	内 容
「あいさつの日」の実施	毎月 10 日の「あいさつの日」に市内学校であいさつ運動を行い、地域にも活動の参加を呼びかけます。
地域における異変発見の体制づくり	地域の異変発見の役割を担う人となる地域支え合いサポーター*と協力した住民による地域の見守り・サロン活動*の支援を行います。
	民生委員、自治会・集落、老人クラブ、その他の自主グループ等の地域の主要な人材の関係づくりを支援します。
	家庭を訪問する機会の多い新聞・郵便・宅配・ごみ収集等の事業者や、電気、水道、ガス等のライフライン事業者、商店、コンビニ、スーパー、銀行等と協力関係を築き、高齢者等の異変を早期に発見するしくみを構築します。
分野の壁を越えた情報交換や交流の促進	支援制度やイベント等の開催の周知を行う際には、分野の壁を越えて役に立つ情報を手に入れられるよう健康・福祉・まちづくり等の様々な分野の情報を集約して提供します。
	ほかの地域の活動団体や関連する分野の活動団体と情報交換ができるような交流の場づくりに取り組みます。



キーワード「たいないのふくし」の「ふ」

### 『ふ』 ふくしを支えるリーダーづくり 《福祉の担い手づくり》

支え合い・助け合い活動に主体的に参加するためには、福祉に対する理解を育み関心を持つことが大切になります。

子どもの頃から胎内市に愛着を持ち、自治会・集落と関係性を築くことが大切です。

そこで、具体的な取組課題「ふくしを支えるリーダーづくり」を達成するため、胎内市では以下の実施プランに取り組みます。

## ア 公会堂や集会所を使って、福祉について学ぶ機会をもちましょう

公会堂や集会所を活用し、世代間交流や福祉について学ぶ機会をつくり、困ったことがあった時に情報が共有でき、自治会・集落の人がお互いに支え合える活動につながることを目指します。

### 私たち市民の取組例

- ・福祉について聞きたい内容を考えます。
- ・自治会・集落に認知症サポーター\*養成講座を開催します。
- ・社協の「知っ得情報お届け講座」を活用して福祉、ヤングケアラー\*、再犯防止の取組(P.45～)などを学びます。
- ・お茶の間サロン\*や通いの場\*等で、介護予防のために健康講話を開催します。

## イ 子どもたちは、家庭や自治会・集落でできるお手伝いをしましょう

子どもたちは、家庭の手伝いを通して、家族の一員としての役割を自覚し近所で困っている人のお手伝いをしましょう。また、自治会・集落の高齢者や障がいのある人などの世代間交流をきっかけにして、顔見知りになり、近所で困っている人のお手伝いが自然にできる地域を目指します。

### 私たち市民の取組例

- ・ゴミ捨て・雪かき・回覧板を隣に回すなど、子どもができる役割を考え、活動に参加します。
- ・行事などに親子が積極的に参加し世代交流をします。

## ウ 伝統行事を伝えていきましょう

ふるさとづくりを目的に、神楽舞・獅子舞や神輿<sup>みこし</sup>など、自治会・集落の伝統行事を通して若い世代への文化継承を目指します。

### 私たち市民の取組例

- ・伝統行事(神楽舞・獅子舞や神輿<sup>みこし</sup>)に参加します。
- ・自宅を離れた子どもたちの帰省に合わせて、自治会・集落行事を行います。
- ・市民に伝統行事を知ってもらい文化継承を進めます。

### 社協の取組<<福祉の担い手づくり>>

取 組	内 容
総合学習等支援 ジュニア福祉スクール*	福祉教育を通して福祉に対する理解を育て、福祉の担い手を育成します。
知っ得情報お届け講座	福祉のことなどをテーマに講座を開催し、福祉の担い手を育成します。

ボランティアきっかけ講座	だれでも参加しやすい講座を開催し、新規ボランティアの獲得や福祉の担い手を育成します。(たいないきれい隊*・ボランティアフェスティバルの開催等)
地域福祉推進事業 ・地域福祉活動 ・お茶の間サロン*推進支援	自治会・集落で日ごろからの助け合い・支え合い活動につながるような取組(交流の場立ち上げ支援)、安心して生活できるよう支援を行います。
ふくし雪のけ支援	雪害時に備えて、除雪ボランティアを育成します。
災害ボランティア養成講座	災害時に備えて、災害ボランティアセンター等の周知と協力してくれる人を育成します。
社会福祉大会(県・市)	福祉の担い手として尽力していただいた人を、社会福祉大会等で表彰することで、市民の福祉観を育てます。

### 市の取組<<福祉の担い手づくり>>

取 組	内 容
地域を支えるの担い手の育成	介護予防活動を地域の中心となって普及・実践を行う介護予防リーダー*や、地域支え合い活動の中心的役割を担う地域支え合いサポーター*の育成等、地域を支える担い手の育成を行います。
伝統文化の保存と継承	生涯学習や地域活性化の取組と連携して、各集落に伝わる神楽舞や獅子舞等の伝統芸能や祭り等の行事を継承する団体等への支援策を検討します。
	学校との連携により、総合学習やふるさと体験学習の中で、子どもが地域の歴史や伝統芸能に触れる機会を作ります。



## 推進目標4 みんなが自分らしく暮らすことができるまち

### たいないの実現

キーワード「たいないしふくし」の「く」

#### 『く』暮らしに必要な情報を上手に活用できるしくみづくり 《情報》

福祉やボランティアに関するお知らせなど、情報を上手に活用していくことは、地域福祉活動やボランティア活動などを進めるためのきっかけづくりになります。

そこで、具体的な取組課題「暮らしに必要な情報を上手に活用できるしくみづくり」を達成するため、胎内市では以下の実施プランに取り組みます。

#### ア 福祉に関する情報を身近な人たちと共有しましょう

福祉に関する情報や胎内市の情報は、家族や隣近所で共有します。

##### 私たち市民の取組例

- ・胎内市民全てに福祉に関する情報を届くようにします。
- ・自治会・集落のボランティアや防災活動等の状況を収集・発信をします。
- ・お茶の間サロン\*や通いの場\*等に参加して福祉に関する情報を共有します。

#### イ 福祉の情報を伝えるしくみをつくりましょう

困っている人や気がかりな人が相談にきた時、ちょっとした一声(情報)をかけてあげられるしくみづくりを目指します。また、アパートの住民にも市報たいないや社協だよりなどの情報が届くようにします。

##### 私たち市民の取組例

- ・自治会・集落役員や民生児童委員などが情報を伝えます。
- ・防災行政無線を情報伝達の手段として活用します。
- ・お茶の間サロン\*や通いの場\*などに参加して福祉に関する情報を得ます。
- ・自治会・集落のホームページや SNS\*を活用した情報を伝えるしくみを検討します。

#### ウ みんな(目の不自由な人など)がわかりやすい福祉の情報を伝えましょう

自治会・集落だよりなど、福祉情報をだれもがわかりやすく伝えることを目指します。

##### 私たち市民の取組例

- ・自治会・集落広報誌の文字を大きくしてわかりやすい言葉を使い、読みやすくします。
- ・ボランティア(手話・音声訳・点訳など)の活用をします。
- ・目が不自由な人には声で、耳の不自由な人には紙面などで確実に情報を伝えます。

##### 社協の取組《情報》

取組	内容
社協だよりの発行 ホームページ	社協事業やイベントなど、福祉の情報をわかりやすく見やすい内容で伝えます。



ボランティア団体等育成支援	手話・音声訳・点訳等の技術ボランティアの情報を伝えます。また、ボランティアセンターだよりなどを通じて、ボランティアに関する情報も伝えます。
地域福祉推進事業 ・地域福祉活動 ・お茶の間サロン*推進支援 ・生活支援体制整備*	自治会・集落で日ごろからの助け合い・支え合い活動につながるような取り組み(交流の場立ち上げ支援)、安心して生活できるよう支援を行います。
せいかつ応援センター* ・自立相談支援 ・就労支援 ・家計改善支援 ・子どもの学習・生活支援 ・ひきこもり支援	金銭(管理や借金)のこと、仕事のこと、子どもの学習のこと、ひきこもりのこと等の情報を社協だよりやホームページで伝えます。また、公共機関や郵便局等へのチラシを設置し相談窓口の情報を周知します。
日常生活自立支援事業	関係機関(ケアマネジャー・地域包括支援センター*・相談支援事業所など)へ、事業内容について情報を伝えます。
知っ得情報お届け講座	知って得する福祉の情報を伝えていきます。
生活福祉資金	お金の貸付などの情報を社協だよりやホームページで伝えます。

### 市の取組<情報>

取組	内容
接点の拡大と分かりやすい情報の提供	市政情報の提供媒体として活用が求められている市報たいたいの更なる充実を図ります。 情報を必要とする人が、欲しいときに必要な情報を得られるよう、ホームページの更なる充実等を図り、SNS*での情報発信も行います。
手話奉仕員の派遣や要約筆記奉仕者等の派遣	個人や団体からの要請に応じて手話奉仕員等の派遣を行うなど、聴覚障がい者のコミュニケーションを支援します。
同行援護*の実施	視覚障がい者に対する同行援護*事業を実施します。そのために必要な人材確保に努めます。
視覚障がい者の生活訓練	関係機関と連携し、点字訓練等を行い視覚障がい者のコミュニケーションを支援します。また、パソコンを活用した読み上げソフトの利用訓練を行います。



キーワード「たいないしふくし」の「し」

## 『し』 幸せで、自分らしく暮らすことができる環境づくり 《地域資源》

だれもが自分らしく暮らすことができる環境をつくることは大切です。

そこで、具体的な取組課題「幸せで、自分らしく暮らすことができる環境づくり」を達成するため、胎内市では以下の実施プランに取り組みます。

### ア だれもが働くことができる環境をつくりましょう

障がいをお持ちの人やひきこもりなどで仕事からしばらく離れている人、仕事をしたことがない人、さらに高齢になっても仕事をしたい人などが働くことのできる環境を整えていきます。

#### 私たち市民の取組例

- ・就労について相談できる関係機関を把握します。
- ・農家などで仕事が忙しい時に、手伝ってほしい人材の情報を社協に伝えます。
- ・仕事をしたことがない人でも、取り組める仕事を社協に伝えます。

### イ 自分らしく、生活しやすい環境づくりを進めましょう

生活しやすい環境をつくることは、だれもが胎内市で幸せに暮らし続けるために大切なことです。自分らしく元気に過ごせるよう、健康維持や生活しやすい環境について、より一層充実させていくことを目指します。

#### 私たち市民の取組例

- ・健康づくりや介護予防のため、お茶の間サロン\*や通いの場\*を開催します。
- ・日ごろから健康増進や予防の取組みについて関心を持ち、生活習慣病の発見や予防を目的とした特定健診を受けます。
- ・自分の特技を活動に活かします。
- ・自治会・集落の移動手段に関する困りごとを把握し、自治会・集落役員や民生児童委員などに伝えます。また、隣近所で移動手段の確保ができるかどうかを検討します。
- ・デマンドタクシー\*(のれんす号)を利用します。また、利用しやすいサービスになるよう、市へ要望していきます。
- ・食品ロスをなくすために、フードバンクたいない\*に寄付をします。
- ・子どもから大人まで誰でも気軽に交流できる場(子ども食堂\*等)の立ち上げを自治会・集落で考えます。

#### 社協の取組《地域資源》

取 組	内 容
せいかつ応援センター* ・就労支援	仕事が決まらない、続かない等就労に困っている人にハローワーク等に同行するなどの支援を行います。
福祉タクシー券発行	障がいをお持ちの人へタクシーチケット(タクシー券)を発行し、社会参加を支援します。

地域福祉推進事業 ・地域福祉活動 ・お茶の間サロン*推進支援 ・生活支援体制整備* ・ほのぼの茶屋運営	自治会・集落で日ごろからの助け合い・支え合い活動につながるような取り組み(交流の場立ち上げ支援)、安心して生活できるよう支援を行います。
ボランティア活動・講座	ちょっとした困りごと(ごみ出し・灯油入れなど)に対応できるボランティアを検討し、支え合い・助け合い活動を支援します。
フードドライブ*	毎月第3金曜日に「ほっとHOT・中条」社協窓口で定期フードドライブ*を開催。その他随時フードドライブ*を行ないフードバンクたいない*へ協力します。

### 市の取組<地域資源>

取組	内容
地域公共交通の利便性の向上と持続可能性の確保	のれんす号の利便性向上に努め、利用者の増加を図ります。
	高齢者の外出支援*や介護施設への送迎その他の交通手段との連携の方策を検討します。
就労・自立に向けた支援の拡充	障害者雇用促進法*の周知や市内企業との協力による就労の場の拡大、各種訓練や就労支援サービスの提供等によって、障がい者の就労・自立を促進します。
男女がともに働きやすい環境の整備	男性の家事・育児・介護への参画を促進し、家庭と仕事等の両立を支援します。
	ハッピー・パートナー企業*の登録等、企業に対する働きかけを継続して推進します。
	男女がともに仕事と生活の調和のとれた自分らしい生活を送ることができる環境の整備を図ります。
ライフステージに合わせた健康づくりの推進	メタボリック症候群*対策、糖尿病対策、ロコモティブ症候群*対策、フレイル*対策、子どもの肥満対策等、目的や年齢に合わせた生活習慣改善のための知識や実施方法の普及に努めます。
	全身の健康維持につながる歯と口腔の健康のため、歯科健診や歯科指導の拡充を図ります。
	ほっと HOT・中条、にこ楽・胎内、ぶれすぽ胎内の利用促進等の方策を検討し、運動に取り組めるようなしくみを構築します。
早期発見・早期治療の体制強化	特定健康診査とがん検診の受診率向上に向けて、実施場所の拡大や無料クーポンの配布といった取組を継続するとともに、未受診者の実態把握を行って新たな対策を検討します。
	市内企業等と連携して、働き盛りの世代に対する疾病予防の働きかけを拡大します。
元気・ふれあい・生きがいづくりの推進	市民協働による健康づくり活動の拠点であるほっと HOT・中条とにこ楽・胎内を中心に、元気ふれあい広め隊の育成と元気づくりプログラム等の充実を図ります。
	地域包括支援センター*(介護予防・日常生活支援総合事業*等)や生涯学習、生涯スポーツの各分野と連携して、市民による

	<p>地域でのサロン活動*、サークル活動等を促進します。</p> <p>ストレス等によるうつ状態や精神的不調の改善および自殺予防に向けて、相談支援体制の拡充や支援者となる市民を対象にした研修等の開催に取り組みます。</p>
介護予防と生きがいづくり	<p>健康づくり、生涯学習、生涯スポーツ等関連する分野の取組と連携し、すこやか教室*や介護予防に資する通いの場*等における介護予防プログラムや市民講座学級事業*等の生きがいづくりを実施します。</p> <p>介護予防と生活支援の担い手づくり活動の拠点である健伸館*を中心に、介護予防の取組強化と生活支援サービスの担い手となる人材を発掘し、生きがいづくりにつながる活動に取り組みます。</p>
サービスの提供体制の整備	<p>高齢者に関する総合相談窓口となる地域包括支援センター*の体制を整えるとともに、地域包括支援センター*を中心に認知症への対応や介護と医療の連携、困難ケースや自立支援に向けた取り組みを進めます。</p> <p>高齢者の生活実態を踏まえて、胎内市に合った地域包括ケアシステム(P.37(参考2))のあるべき姿を検討し、その実現を目指します。</p>



## 2 推進体制

本計画の推進にあたっては、多様な分野との関連による取組が重要です。

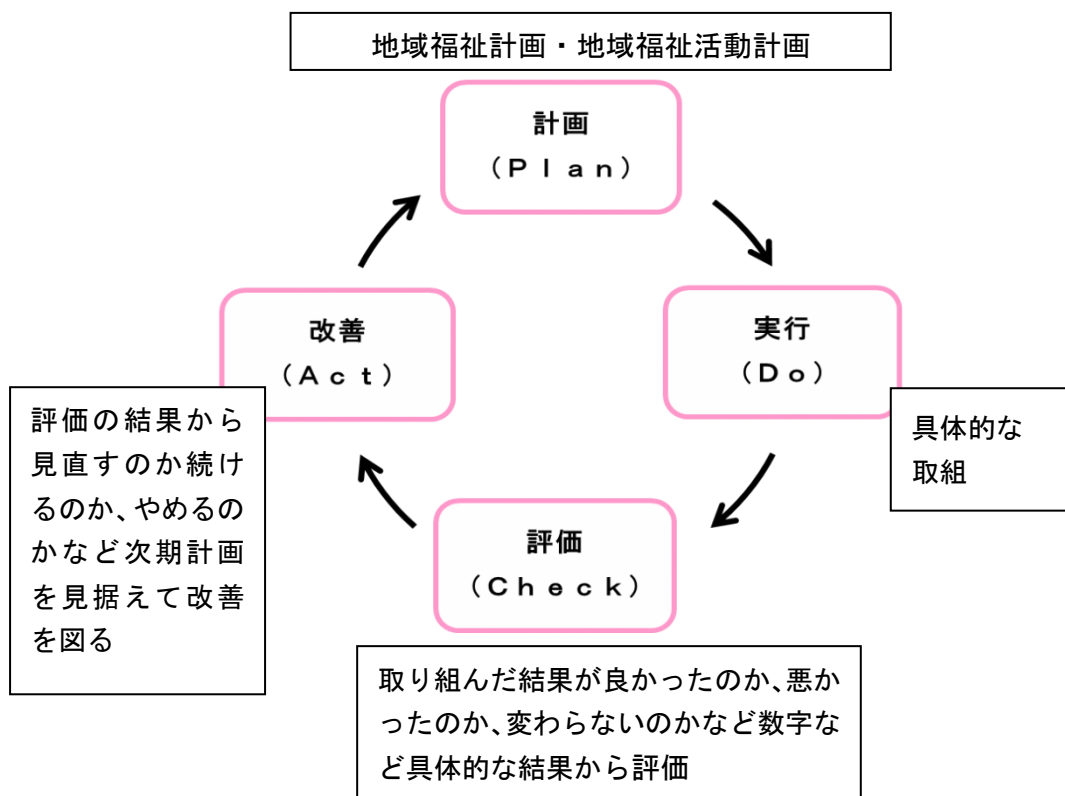
- ① 社協との連携・連動
  - ・「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」が連携・連動し、一体となって取り組んでいきます。
  - ・市と社協が共に生活課題や福祉課題の把握に努め、住民や関係機関等と連携し、解決を図ります。
- ② 地域福祉（活動）計画推進会議の継続
  - ・計画の推進方法等を検討するとともに、評価・進捗管理を行います。
- ③ 市役所内の推進体制の整備
  - ・様々な分野に関わることから、市役所内の関係課と情報共有と連携を図り、総合的に施策が推進されるよう取り組みます。
- ④ 住民や関係諸団体等との連携
  - ・それぞれの役割を認識し、それらを明確にした上で、課題の共有・解決に向けた取組を行います。

## 3 進捗管理

社協との評価・調整や地域福祉（活動）計画推進会議、市役所内関係課等において、調整・評価された状況を踏まえ、進捗管理を行います。

また、効果的に計画を推進するためにPDCAサイクル\*の確立を図ります。

### 《PDCAサイクル\*のイメージ》



## 4 計画期間

ちやぶ台プラン4については、主要計画の改定期間と整合を図るため、本計画期間を令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間とします。

なお、日々変化を続ける地域生活状況の確認を行いながら、必要に応じて、期間内においても見直し・変更を行うこととします。

計画の名称	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合計画	第2次胎内市総合計画 (平成29年度から令和8年度までの10年間)				
地域福祉計画 地域福祉活動計画	前期計画	地域ちやぶ台プラン4 (令和5～8年度までの4年間)			
高齢者福祉計画 介護保険事業計画	令和3～5年度		次期計画 (令和6～8年度までの3年間)		
障がい福祉計画	平成30～5年度		次期計画 (令和6～11年度までの6年間)		
子ども・子育て支援 事業計画	令和2～6年度			次期計画	
健康増進計画 (健康たいない21)	令和3～7年度				次期計画
自殺対策計画	令和5年度まで		次期計画 (令和6～10年度までの5年間)		

## 第5章 参考資料

### 1 策定経過

#### 【地域福祉に関するアンケート調査】

令和4年8月8日～8月31日

市内居住の18歳以上の1000人に通知し、391人の回答

#### 【策定委員会・作業部会】

令和4年7月7日（火）

第1回地域福祉（活動）計画推進（策定）委員会

10月28日（金）

第1回地域福祉（活動）計画作業部会

11月21日（月）

第2回地域福祉（活動）計画作業部会

令和5年2月17日（金）

第2回地域福祉（活動）計画推進（策定）委員会

令和5年3月20日（月）

第3回地域福祉（活動）計画推進（策定）委員会



#### 【パブリックコメント】

令和5年3月9日（木）～3月22日（水）

計画（素案）に対するパブリックコメントの実施（意見提出：0件）

## 2 策定委員

胎内市地域福祉（活動）計画推進委員名簿

(敬称略)

区分	所属	氏名	備考
学識 経験者	作新学院大学短期大学部	坪井 真	アドバイザー
サービス事業者 保健医療福祉	ちゅーりっぷ苑	新野 直紀	委員長
	障がい者基幹相談支援センターたいない	中村 淳	
	しばた地域医療介護連携センター	平野 真弓	
	きすげこども園	瀧澤 貴子	
民生委員児童委員 区長・	中条地区	羽田 久	
	黒川地区	今井 和彦	
	築地地区	小林 やよえ	
	乙地区	齋藤 芳夫	
住民代表	中条中学校区	石山 勇	
	乙中学校区	小泉 英子	副委員長
	築地中学校区	石井 恵子	
	黒川中学校区	西濟 睦美	
定める者 所轄庁が	胎内市社会福祉協議会 地域福祉部会	佐藤 康広	
	胎内市社会福祉協議会 地域福祉部会	高井 和代	



### 3 福祉政策等に係る参考資料

(参考1)

#### 「持続可能な開発目標(SDGs)」との関連

平成 27(2015)年の国連総会で、国際目標として「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。

SDGsは、「誰一人取り残さない」をキーワードに、全ての人に参加したパートナーシップを通じて推進することを前文に掲げており、誰もが幸せを実感できることを目指す地域福祉は、SDGsの実現においても不可欠な取組です。

また、SDGsの17の目標と169のターゲットは統合的に推進することとされており、地域福祉と特に関連が大きいと考えられる「③すべての人に健康と福祉を」、「①貧困をなくそう」、「⑩人や国の不平等をなくそう」、「⑪住み続けられるまちづくりを」を始め、様々な取組を連動させて、持続可能な地域と福祉の仕組みをつくっていくことが期待されます。

#### <持続可能な開発目標 SDGs17のゴール(目標)>



(参考 2)

### 「地域包括ケアシステム\*」

高齢者が重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けられるように、「住まい」・「医療」・「介護」・「予防」・「生活支援」を一体で提供できる地域の体制を言い、そのためには自助\*・互助\*・共助\*が活用されるしくみができていることがポイントになります。

高齢者だけでなく、障がいのある人や子ども、子育て世代、ひきこもり状態の人などの幅広い方々が自分の役割を持って活躍でき、関係機関等と連携しながら、住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らすことのできるしくみを作り出していくことが必要です。



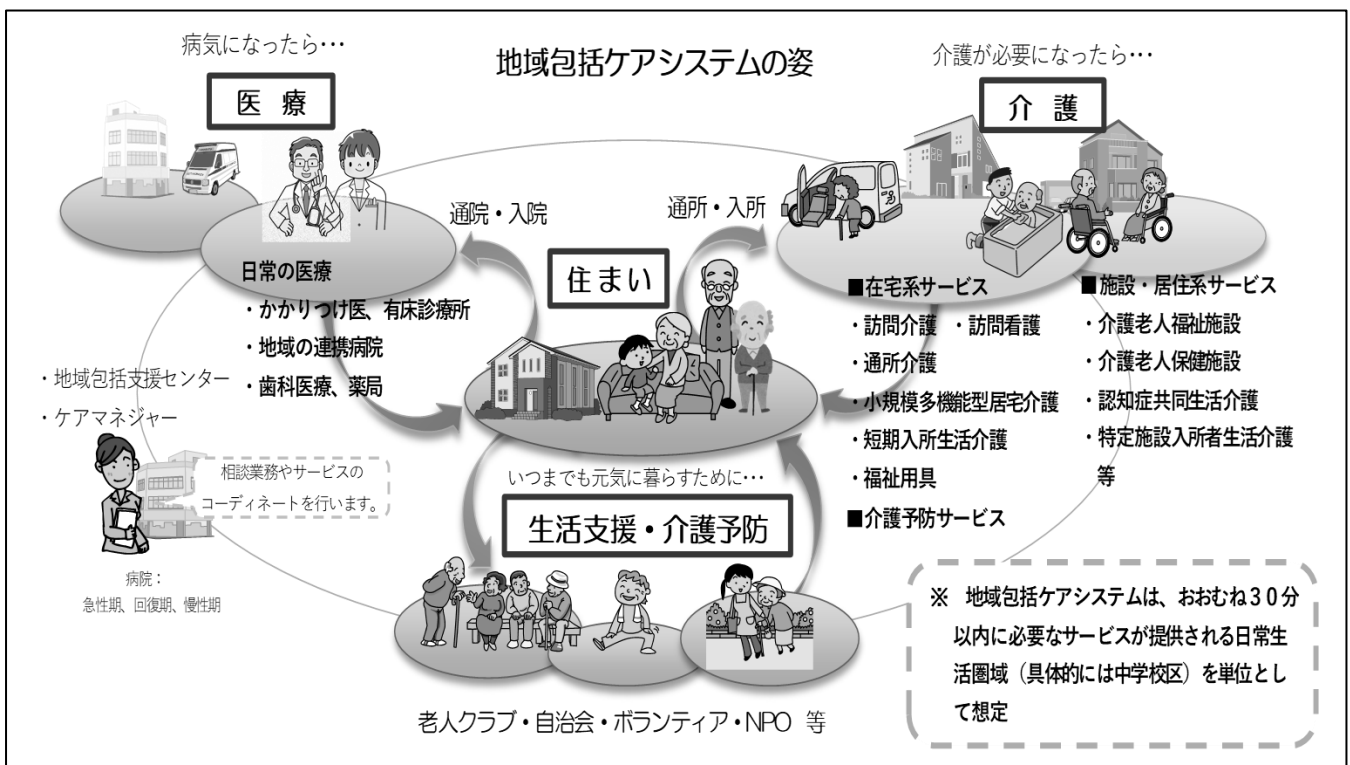
#### 地域包括ケアについて

○この植木鉢図は、地域包括ケアシステムの 5 つの構成要素(住まい・医療・介護・予防・生活支援)が相互に関係しながら一体的に提供される姿として図示したものです。

○本人の選択が最も重視されるべきであり、本人・家族がどのように心構えを持つかという地域生活を継続する基礎を皿と捉え、生活の基盤となる「住まい」を植木鉢、その中に満たされた土を「介護予防・生活支援」、専門的なサービスである「医療・介護」「介護・リハビリテーション」「保険・福祉」を葉として描いています

○介護予防と生活支援は、地域の多様な主体によって支援され、養分をたっぷりと蓄えた土となり、葉として描かれた専門職が効果的に関わり、尊厳ある自分らしい暮らしの実現を支援しています。

(平成 28 年 3 月地域包括ケア研究会報告「地域包括ケアシステムと地域マネジメント」より)



(参考3)

## 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」

平成 28 年4月1日施行され、障がいのある人への「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求め、差別をなくすことで、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

しょうがいしゃさべつかいしょうほう  
**障害者差別解消法では**  
なにをも  
**何が求められるのですか？**

ふとうさべつてきとりあつかきんし  
**「不当な差別的取扱い」の禁止**

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

ごうりてきはいりょていきょう  
**「合理的配慮」の提供**

障がいのある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。  
この法律では、役所や事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき<sup>(※)</sup>に、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業者においては、対応に努めること)を求めています。

※ 言語(手話を含む。)、点字、拡大文字、筆談、実物を示すことや身振りなどのサインによる合図、触覚など様々な手段により意思が伝えられることをいいます。通訳や障がいのある人の家族、支援者、介助者、法定代理人など、障がいのある人のコミュニケーションを支援する人のサポートにより本人の意思が伝えられることも含まれます。

たいしょうしょうがいしゃ  
**対象となる「障害者」は？**

この法律に書いてある「障害者」とは、障害者手帳をもっている人のことだけではなく、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人(発達障がいや高次脳機能障がいのある人も含まれます)、その他の心や体のはたらきに障がい(難病に起因する障がい)がある人で、障がいや社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です(障害児も含まれます)。

たいしょうじぎょうしゃ  
**対象となる「事業者」は？**

この法律に書いてある「事業者」とは、会社やお店はもちろんのこと、同じサービスなどをくりかえし継続する意思をもって行う人たちをいい、ボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

(内閣府『「合理的配慮」知っていますか』リーフレットより)

# 「共生社会」の実現のために

障害のあるなしにかかわらず、すべての命は同じように大切であり、かけがえのないものです。  
ひとりひとりの命の重さは、障害のあるなしによって、少しも変わることはありません。

このような「当たり前」の価値観を、改めて、社会全体で共有していくことが何よりも大切です。

こうした取組の一步一步の積み重ねが、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現へとつながっていきます。

この「障害者差別解消法」では、障害のある人に「合理的配慮」を行うことなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。

この法律を進めることで、障害のある人とない人が実際に接し、関わら合う機会が増えると思います。こうした機会を通じ、障害のある人とない人が、お互いに理解し合っていくことが、「共生社会」の実現にとって大きな意味をもちます。

このリーフレットを通じて、ひとりでも多くの方に、新しい一歩を踏み出していただくことを願っています。



(内閣府『「合理的配慮」知っていますか』リーフレットより)

## 「地域共生社会」とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいう。

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）  
平成 29 年 2 月 7 日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定より

(参考4) 社会福祉法 (抄)

(包括的な支援体制の整備)

**第106条の3** 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

(市町村地域福祉計画)

**第107条** 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

## 第6章 成年後見制度利用促進計画

### (1) 計画としての位置づけ

この計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条に基づく、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画として位置づけます。また、成年後見制度の利用の促進に関する施策は、高齢者、障がい者等の福祉に関する施策と関連が深いことから、本市では地域福祉計画と一体となって取り組みます。

### (2) 基本方針

**「意思と権利が尊重され、自分らしく暮らせるまち  
を目指します」**

### (3) 推進目標

#### ① 権利擁護の地域連携ネットワークの構築

協議会や学習会を通じてネットワークを構築していく。

#### ② 権利擁護支援が必要とする方に行き届く体制の整備

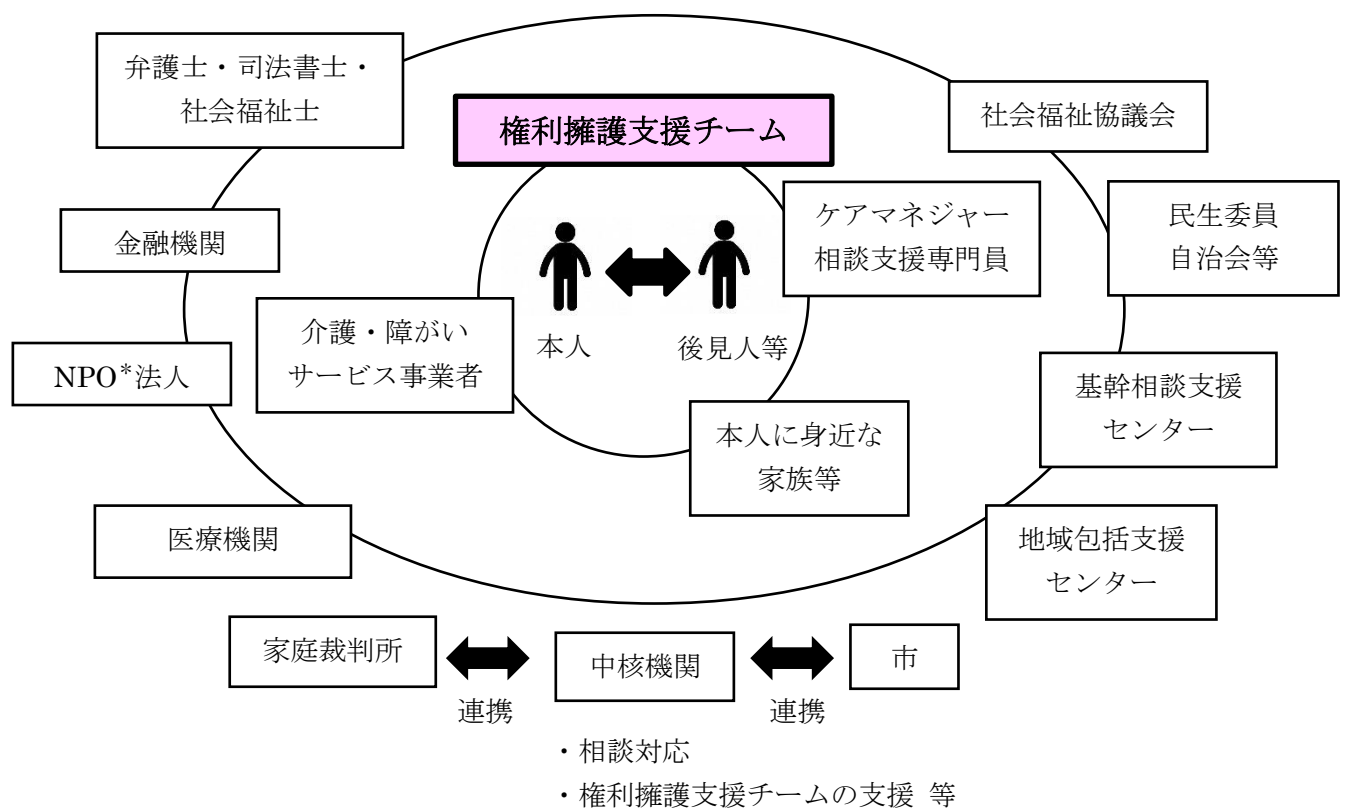
権利擁護相談を受ける機関と中核機関の連携の在り方を検討する。

#### ③ 本人の意思決定支援に配慮した運用の実施

意思決定支援について支援者が学習する機会を設ける。

#### (4) 地域連携ネットワーク

胎内市において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らすすべての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や行政などに司法を加えた多様な主体が連携する仕組みです。



## (5) 中核機関

地域連携ネットワークの構築には、関係する団体等とのコーディネートを行う中核機関が必要です。

胎内市では、令和5年4月に中核機関を設置しました。

胎内市地域包括支援センターみらい、地域包括支援センター中条愛広苑、障がい者基幹相談支援センターたいない、胎内市社会福祉協議会で機能を分散して中核機関を担います。

中核機関は、「①広報」「②相談」「③成年後見制度利用促進」「④後見人支援」の4つの機能を有し、これらの機能を果たすために、地域連携ネットワーク内での「司令塔」としての役割を担います。また、4つの機能が効果的に働いた際の副次的効果として、「⑤不正防止効果」が期待できます。本市では、4つの機能のうち、①広報、②相談の機能を優先的に整備することとします。③成年後見制度利用促進における受任者調整（マッチング）支援や、④後見人支援業務に関しては、本人にとって望ましい後見人等が選任されるような体制や、意思決定支援を重視した後見等活動が円滑に行われるための後見人支援のあり方について、今後、地域連携ネットワークの中で協議を進めます。

① 広報機能	学習会や研修会を開催し、成年後見制度や権利擁護事業の普及・啓発を行います。制度の周知を図ることで、権利擁護の必要な人の早期発見につながることを期待されます。
② 相談機能	サービス利用についての相談受付体制を強化します。相談を受ける中で、相談者のニーズを見極め必要な支援につなげます。
③ 利用促進機能	相談者と必要な制度をつなぎ、サービス利用の支援を行います。
④ 後見人支援機能	後見人等の活動支援を行います。
⑤ 不正防止効果	成年後見制度を適切に運用することで、不正防止の効果が期待されます。



## (6) 活動指標

権利擁護についての学習会等を開催することで、本制度の周知や理解を深めてもらう機会を提供します。

また、専門職が集まる学習会等の機会を通じて、地域連携ネットワークが構築されることを目指していきます。

中核機関メンバーでの学習会を月1回開催し、権利擁護ネットワークや相談体制の構築について協議していきます。

### 学習会・研修会の開催回数

	現状	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
専門職向け	1回	2回	2回	2回	2回
市民向け	0回	0回	1回	1回	1回
中核機関メンバーの学習会		12回	12回	12回	12回

## 第7章 再犯防止等の推進

### (1) 再犯防止計画による取組

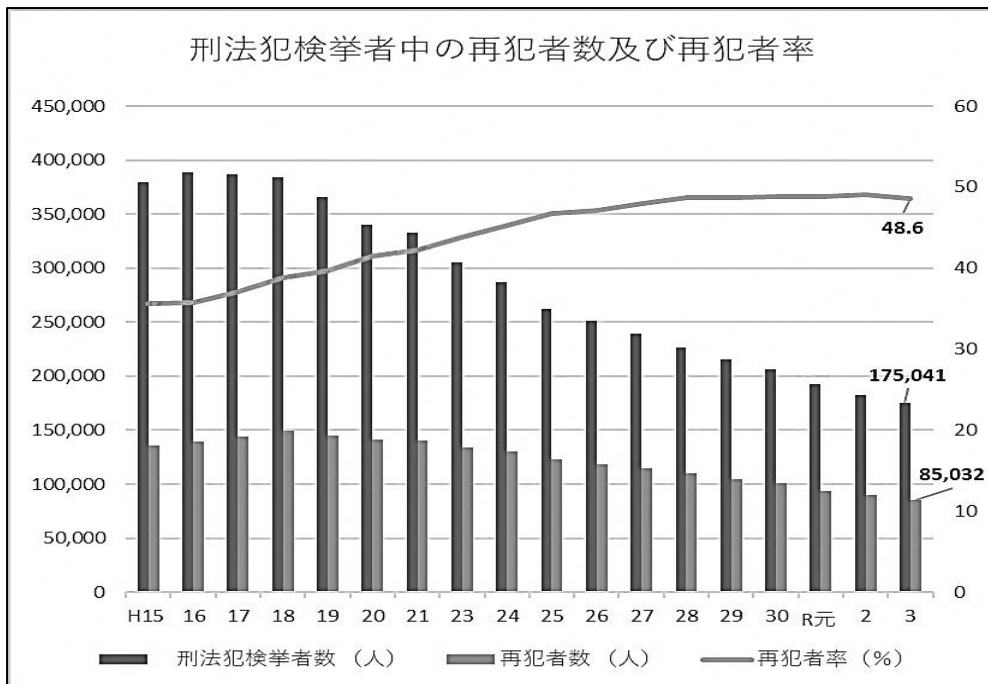
再犯防止推進法第8条第1項に定めにおいて策定した国の再犯防止推進計画及び新潟県再犯防止推進計画を勘案して施策に取り組みます。

### (2) 基本方針

地域社会において孤立することなく、市民の理解協力を得て、再び地域社会を構成する一員としてともに生き、支え合う社会の実現を目指します。

### 【現状と課題】

- ・日本国内の刑法犯の認知件数は、平成8年以降戦後最多を記録し、平成14年にピークを迎えました。国は国民の安全・安心な暮らしを守るべく、平成15年に「犯罪対策官僚会議」を設置し、その結果、平成15年以降刑法犯の認知件数は一貫して減少しており、令和3年は、175,041件と前年に引き続き最小を更新しました。
- ・一方で、検挙人員における「再犯者」の割合は一貫して上昇し続け、令和2年は統計を取り始めて以降最も高い49.1%となっています。令和3年度は48.6%と減少しましたが、引き続き高い値となっています。
- ・地域福祉に関するアンケート調査において、再犯防止の取り組みを「まったく知らない」「聞いたことはあるが内容がわからない」と回答した人は全体の9割を占めました。
- ・再犯防止のためには、犯罪をした人が犯罪の責任を自覚し、犯罪被害者の心情を理解し、自ら社会復帰のために努力することが重要です。一方で、犯罪をした人が、貧困や疾病、障がい、厳しい生育環境、不十分な学歴など、様々な生きづらさを抱えていることを周囲が理解し、社会復帰を目指すうえで、地域社会で孤立しないように国、県、市、民間協力者、市民が協力して取り組みを行うことが必要です。
- ・犯罪をした人の中には、高齢者や障がい者などの福祉支援を要する人もいます。また、出所時に住居や就労先がなく生活が成り立たないことから再び犯罪をする人もいます。このように不安定な就労状況や生活環境が再犯リスクに結びつくことから、更生し、社会復帰を目指す人が、その能力を發揮するための就労・住居環境の整備が必要です。
- ・再犯防止等に関する施策は、市民にとって必ずしも身近ではないため、市民の関心と理解が得にくいこと、保護司等による再犯防止等に関する活動についても市民に十分に認知されているとはいえません。再犯防止等に対する正しい理解、偏見を解消するための啓発が必要です。



全国（出典：法務省データ）

注 1 警察庁・犯罪統計による。

2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

3 「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

### (3) 再犯防止推進の施策

#### ①支援機関との連携強化

- ・保護司との連携強化
- ・公的機関との連携強化
- ・福祉関係機関との連携強化
- ・学校との連携強化

#### ②支援制度の活用の促進

- ・総合的に相談できる体制の充実
- ・生活困窮者自立支援事業\*による支援
- ・高齢者または障がい者などへの支援
- ・薬物依存を有する人への支援
- ・学校などと連携した修学支援

#### ③広報・啓発活動の推進

- ・「社会を明るくする運動」強化月間等における啓発の推進
- ・保護司会等の活動周知
- ・行政や専門機関等による相談事業の周知
- ・薬物依存に関する適切な広報・啓発の推進

## 第8章 個別避難計画について

### (1) 個別避難計画の作成

令和元年台風19号、令和3年7月豪雨等の近年の災害において、多くの高齢者や障がい者等の方々が被害に遭われている状況を踏まえ、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには個別避難計画の作成が有効とされたことから、令和3年の災害対策基本法\*の改正により、避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。

この個別避難計画は、高齢者や障がい者等のうち、自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画です。

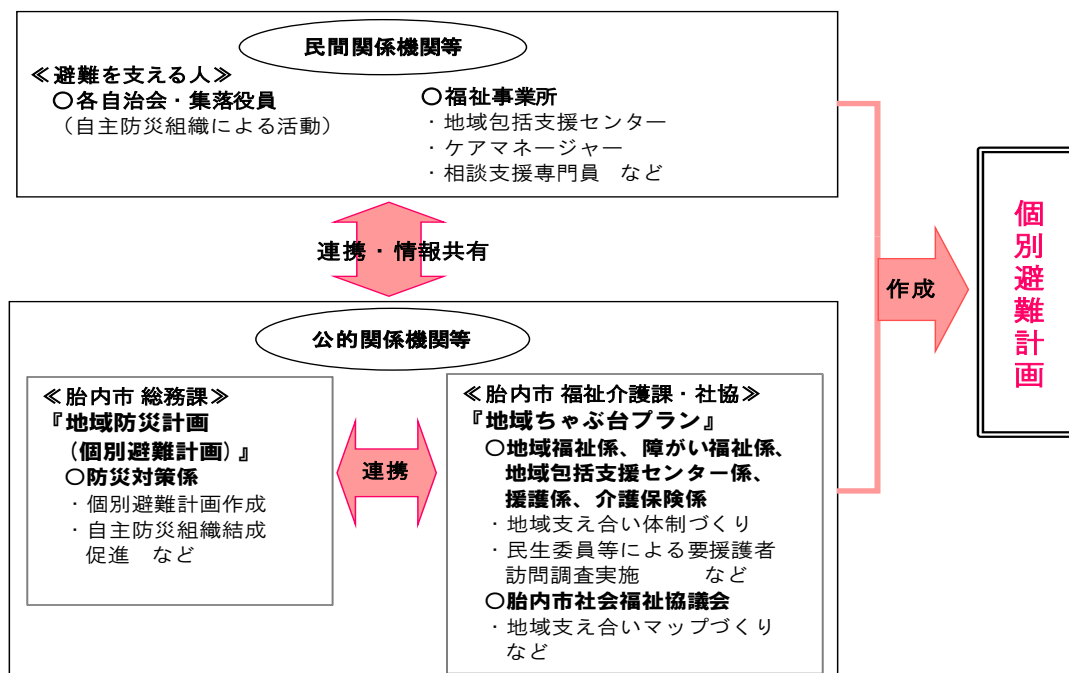
当市においても、近年頻発する大規模災害に対する対応が重要と捉え、令和4年度より内閣府で推進するモデル事業に参加し同計画作成に向けた取組を開始し、令和7年度に全自治会・集落での作成を目標としています。

### (2) 推進・連携の体制について

個別避難計画の作成については、災害避難体制の構築が必要なことから防災対策を担っている胎内市総務課が中心となり、避難行動要支援者の対象等を定めていく必要から胎内市福祉介護課や胎内市社会福祉協議会などの福祉分野が連携し、取り組みを推進しています。そして、計画作成や避難支援体制の構築のために、自治会・集落や福祉事業関係者との連携が重要であり、関係する分野が協力して一緒に個別避難計画の作成に取り組むことが大切です。

その中でも自治会・集落の役員を中心に支援の体制を作ることが必要不可欠であり、普段からの支え合い・助け合いの取組が計画作成及び実行するための基盤となります。

#### 【個別避難計画作成における計画と取組の連携について 関係図】



(3) 避難行動要支援者の定義や範囲及び課題等について

①避難行動要支援者の定義や範囲について

対象範囲は下表のとおりとして、このうち自ら避難することが困難な方で、本人及び家族等から避難支援の要望があった方としています。

要件		避難行動要支援者範囲
居住実態、社会的孤立	①	75歳以上のみの者で構成される世帯
	②	75歳以上の高齢者と児童のみの世帯に属する者
	③	75歳以上の高齢者と障害者のみの世帯に属する者
身体障害者	④	身体障害者手帳の交付を受け等級1、2級の者
精神障害者	⑤	精神障害者保健福祉手帳の交付を受け等級1級の者
知的障害者	⑥	療育手帳の交付を受け、障害程度Aの者
要介護認定者	⑦	介護保険の要支援1から要介護5の認定者
難病患者	⑧	特定疾患医療受給者証を受けている難病認定者
その他	⑨	乳幼児・妊産婦で本人若しくは保護者から支援が必要であると申請があった者
	⑩	小学生以下の児童で保護者から支援が必要であると申請があった者
	⑪	外国人で、本人から支援が必要であると申請があった者
	⑫	上記対象に該当しない75歳未満の方でも、本人から支援が必要であると申請があった者
	⑬	市長が特に必要と認める者

②個人情報の取扱い及び共有について

個別避難計画の作成については、個人の住所・氏名・年齢・心身状態などの個人情報について記載されることとなります。また、予め要支援者の個人情報を、要支援者及びその家族、市や区長など地域の支援者と共有する必要があり、関係者の協力を得ながら要支援者本人の同意を得ていきますが、保管方法など取り扱う関係者は十分な注意が必要です。

③支援者の状況について

個別避難計画における支援者は、主に自主防災組織\*、自治会・集落の区長や役員等を中心とした地域の方となりますが、支援時における支援者個人が背負う負担への不安や、地域によっては高齢化による支援者不足など課題もありますが、班やグループでの複数人で対応するなど、相談があれば地域と寄り添い、不安を一つずつ解消しながら取り組みを進めていきます。

(4) 推進目標(令和7年度までに、全ての自治会・集落で完成を目指します！)

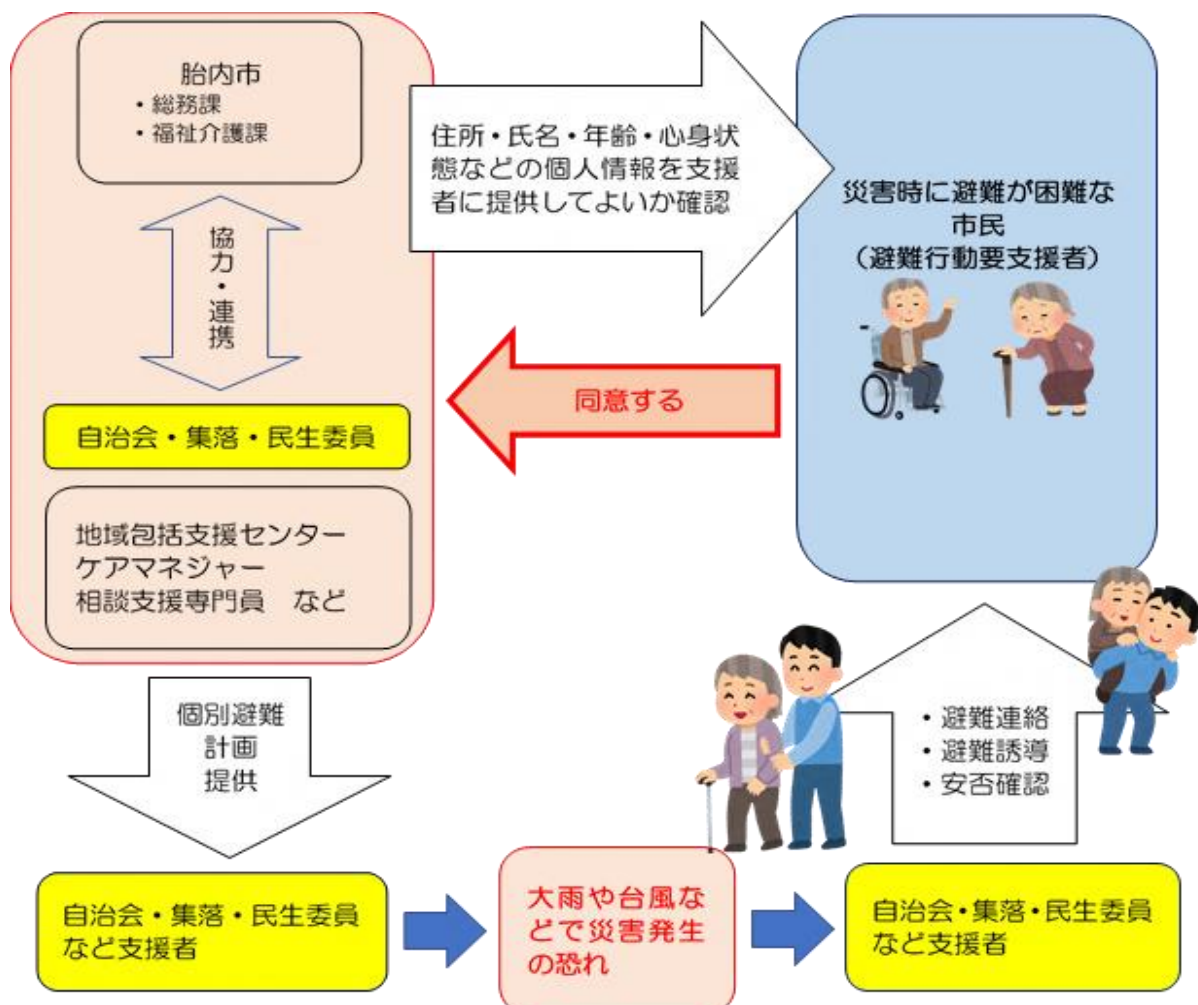
令和4年度は、中条・築地・乙・黒川の4地区から1集落ずつモデル集落を選定し個別避難計画の作成を進めてきました。

市が示した作成手順について、多数の疑問点や問題点を忌憚なく意見交換しました。結果、4集落それぞれで地域に合った独自の進め方で取り組んでいます。

令和5年度以降、モデルとなった4集落での取組も活かしながら、令和7年度までに全ての自治会・集落で個別避難計画完成を目指していきますが、土砂災害や災害時に孤立する可能性がある集落など優先しつつ、一方ではセミナーを開催するなど、全ての自治会・集落に個別避難計画の作成を推進していきます。

個別避難計画 年度別作成計画(目標)			
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
モデル4集落 実績68件	全体の30%	全体の65%	100%

【個別避難計画 避難行動要支援者への支援イメージ図】



## 【用語集】

### 英数字

#### \* NPO (P. 2, 9, 42)

Non-Profit Organization の略で非営利組織や民間非営利組織の意味。利益を得て配当することを目的とする組織である企業に対し、福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力などの様々な分野で社会貢献を行うことを目的とする団体

#### \* PDCA サイクル (P. 32)

Plan(計画策定)→Do(実施)→Check(評価)→Action(改善)の4段階を繰り返し行うことで各施策を継続的に改善していく手法

#### \* SNS (P. 27, 28)

Social Networking Service(Site)の略。インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス(サイト)。Facebook、Twitterはその1つ。

### ア行

#### \* 空き家バンク (P. 19)

優良な空き家の情報を市が登録し、これを希望者に対して提供し、売買の仲介等を行う制度

#### \* 悪質商法 (P. 15)

悪徳商法ともいう。一般消費者を対象に、組織的・反復的に敢行される商取引で、その商法自体に違法又は不当な手段・方法が組み込まれたもの

#### \* 移動支援 (P. 8)

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の各所持者が円滑に外出できるよう車両やガイドヘル

パーによる支援サービス

#### \* お茶の間サロン

(P. 9, 13, 14, 16, 17, 19, 20, 21, 22, 23, 25, 27, 28, 29)

地域の歩いていける集会所や公会堂で地域のだれもが気軽に寄り、交流できる居場所

### カ行

#### \* 介護予防・日常生活支援総合事業

(P. 30, 53)

高齢者人口が増加する中、たとえひとり暮らしや認知症になった場合でも住み慣れた地域でいきいきと自分らしく暮らし続けることができるように介護予防と自立支援に重点を置いた事業

#### \* 介護予防リーダー (P. 9, 20, 26)

健康体操やストレッチなどの介護予防活動を地域の中で中心となって普及・実践するボランティアのこと。

#### \* 外出支援 (P. 30)

身体的な理由により公共交通機関を利用することができない高齢者の方を医療機関等へ送迎するサービス。月2回無料で利用できる。

#### \* 通いの場

(P. 9, 16, 20, 23, 25, 27, 29, 31)

年齢や心身の状況等によって分け隔てなく、誰でも参加することのできる介護予防活動の場をいう。週に1回程度通年で介護予防体操等の活動を住民運営で行う。

#### \* 救急医療情報キット (P. 9)

自宅内で急病等によって倒れ救急搬送されたときに意識を失ったり、会

話ができない状態であっても、救急隊や救命医療機関に本人の疾病等の医療情報や親族の連絡先を迅速・確実に伝え、救命処置に役立てられるようにするため、あらかじめ記載された「緊急時要支援者情報提供書」を入れた筒状のもの

#### \*救命ホルダー胎内たすく (P. 9)

登録番号と胎内市役所の担当課及び代表電話番号が記載されたキーホルダー。外出時に急病や災害、交通事故等に遭遇し、意識を失ったり、会話ができなかったりする状況であっても救急隊員等が本人が所持しているキーホルダーから身元を判明できる。

「緊急時要支援者情報提供書」の情報が結びついており、疾病等の医療情報や親族等の連絡先を迅速・確実に医療機関や警察署等へ伝えることができる。

#### \*共用型認知症対応型通所介護 (P. 8)

認知症の方を対象に、グループホームの利用者と共に専門的なケア（入浴や食事の提供、日常生活上の世話、機能訓練）が提供される通いの介護保険サービス

#### \*健伸館 (P. 31)

平成 29 年 4 月、介護予防と生活支援の担い手づくり強化施設として開設（旧竹島小学校裏）

#### \*健伸びサポート隊 (P. 9)

平成 29 年 7 月結成され、健伸館を拠点として、様々な取組を住民が主体となって行うボランティアのこと。

#### \*行動援護 (P. 8)

自己判断能力に制限のある人への外出支援

#### \*こころとことばの相談事業 (P. 18)

乳幼児とその保護者を対象に、子どものことば、発達についての相談、ことばの習得のためなどの支援の取組を行う

#### \*子育て世代包括支援センター (P. 18)

母子保健法に基づき市町村が設置するもので、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応し、支援プランの策定や地域の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う。

#### \*子ども食堂 (P. 19, 20, 29)

地域のボランティアが子どもや親を対象に無料や安価で食事を提供する民間の取組。貧困家庭や孤食（ひとりで食事をとる）の子どもを対象に始まった。

#### \*個別避難計画 (P. 13)

災害時の避難に支援が必要な者（避難行動要支援者\*）が災害時にどのような避難行動をとればよいのかについて、あらかじめ確認しておくため、一人一人の状況に合わせて作成する個別の避難計画のこと。

#### \*コミュニティソーシャルワーカー (P. 9)

地域において支援を必要とする人達の相談を受けたり、支援活動する人と結びつけたり、公的制度との調整をするなど制度の挟間の問題を公民協働で解決する専門職（社会福祉士、介護支援専門員、その他福祉・介護の分野で研修を受け、専門知識を有する方）CSW と略して、呼ぶこともある。



## サ行

### \* 災害対策基本法 (P. 13, 47)

国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする法律

### \* サロン活動 (P. 24, 30)

身近な集会所や公会堂などの歩いて行ける場所で地域の方がお茶のみを中心に交流する活動。このうち、胎内市社協からの支援を受けている活動を「地域のお茶の間サロン」と呼ぶ。

### \* 自主防災組織 (P. 9, 14, 15, 48)

自治会・集落の単位で地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚や連帯感に基づき、自主的に結成する組織で、防災訓練をはじめとする災害による被害を予防・軽減するための活動を行うもの

### \* 指定相談支援事業 (P. 17)

障がい者の相談を受けて支援する事業

### \* 市民講座学級事業 (P. 31)

高齢者の学習意欲に応えるため、高齢者大学や教養講座、体験講座、移動学習、料理教室等の講座や教室を開催する事業

### \* ジュニア福祉スクール

(P. 20, 22, 25)

子どもたちが楽しく福祉を学び体験することで福祉への興味を深め、行動できるきっかけづくりを目的にした取組

### \* 障害者雇用促進法 (P. 30)

障がいのある人の職業の安定を実現するための取り組みを定めるとともに、雇用分野における障がい者に対

する差別の禁止と職場における合理的配慮の提供が義務付けられた法律

### \* 小規模多機能型居宅介護 (P. 8)

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせさせて多機能なサービスを提供する介護保険サービス

### \* すこやか教室 (P. 31)

身体に不調や衰えを感じ、生活機能に不安のある高齢者を対象に、運動機能向上や栄養改善、口腔機能向上（または歩行や栄養状況、歯と口の機能を維持・改善）するために必要な知識や訓練方法などを伝える取組

### \* せいかつ応援センター

(P. 16, 17, 24, 28, 29)

働きたくても働けない、お金がないなどの相談を受け、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行う機関。ほっとHOT・中条内の胎内市社協が市から委託を受けて運営をしている。

### \* 生活困窮者自立支援事業 (P. 17, 46)

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者（生活保護受給者除く）の自立に向け、本人の状況に包括的かつ継続的な相談事業を行うとともに、生活や就労、子どもの学習などの支援を行う事業

### \* 生活支援・生活サポート (P. 8)

生活支援は、日常生活上必要な訓練・指導等を行い、自立のための活動の支援を行う。生活サポートは、障害支援区分により居宅介護の支給が受けられない方に、ホームヘルパー等を派遣して、日常生活に関する支援また

は家事援助を行う事業

**\* 生活支援体制整備**

(P. 14, 17, 20, 21, 23, 28, 30)

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市と社協が協力し日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を図るため、互助を基本とした生活支援等のサービスが創出される取組

**\* 成年後見制度 (P. 1, 9, 17)**

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分でない方を法律的に支援する制度

**タ行**

**\* たいないきれい隊 (P. 22, 25)**

市内の美化活動を行う胎内市社協の事業

**\* 多世代交流対応型サロン (P. 20)**

子どもから高齢者まで障がいの有無に関わらず、その人の個性を理解し、活かしながら、だれもが「役割」と「生きがい」を持って、交流できる居場所。多世代交流の場ともいう。

**\* 地域支え合いサポーター**

(P. 9, 24, 26)

誰もが安心して生活していけるまちを目指す地域支え合い活動の中心的役割を担うボランティアのこと。介護や医療等の専門職と住民とのつなぎ役や住民からの相談相手、地域の支え合い活動の支援を行う。

**\* 地域支え合い体制づくり (P. 20)**

誰もが安心して生活していけるよう、地域での見守り活動や地域の交流活動の立上げなど、地域の支え合いにつながる活動の支援をする。

**\* 地域包括支援センター**

(P. 8, 28, 30, 31)

高齢者の健康、福祉、介護に関するあらゆる相談を受け付けて、その状態を把握し、介護予防の推進や心身の状態に合わせた総合的・包括的な支援を提供する公的機関

**\* 地域密着型介護老人福祉施設 (P. 8)**

入所定員が 30 人未満の小規模な介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

**\* デマンドタクシー (P. 29)**

バス等の路線定期型の交通サービスに対して予約型の運行形態の交通サービスを「デマンド型交通」といい、一般のタクシーと区別する意味で、予約型の乗り合いタクシーを「デマンドタクシー」と称する。胎内市ではドアツードアで運用している「のれんす号」がこれに当たる。

**\* 同行援護 (P. 8, 28)**

視覚障がい者の外出に同行し、情報の提供や移動の援護等の支援を行う。

**\* 特殊詐欺 (P. 15)**

振り込め詐欺や、必ずもうかる金融商品、ギャンブル必勝法などをうたって面識のない不特定の者に対して、預貯金口座への振込みその他の方法により現金等をだまし取る詐欺の総称

**ナ行**

**\* 日中一時支援 (P. 8)**

家族の社会参加の促進や緊急時の一時預かり場として、日中において施設で見守り等の支援を行う。

**\* 認知症カフェ (P. 19)**

地域において、認知症の人やその家族、地域住民、専門職などの誰もが参

加でき、お茶を飲みながら経験者の話を聞いたり、悩みを打ち明けたりすることができる集いの場のこと。

#### \* 認知症サポーター (P. 9, 25)

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族に対して温かい目で見守り、応援する人。認知症サポーター養成講座の受講が必要

### ハ行

#### \* ハッピー・パートナー企業 (P. 30)

男女がともに働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるよう職場環境を整えていることや、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組んでいることを県が認め、登録した企業

#### \* 避難行動要支援者 (P. 13, 15, 51)

高齢者や障がいのある人など災害時に特別の配慮を要すると考えられる方のうち、自ら避難することが困難な方のこと。

#### \* ファミリー・サポート・センター (P. 9, 18)

地域において子育て家庭の仕事と育児の両立を支援し、子育てしやすい環境をつくることを目的として、「子育ての援助をして欲しい方（依頼会員）」と「子育ての援助をしてくださる方（提供会員）」がお互いに助け合う会員組織

#### \* フードドライブ (P. 30)

各家庭で使い切れない未使用食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設・団体などに寄贈する活動のこと。

#### \* フードバンクたいない (P. 29, 30)

賞味期限内でまだ食べられるが、形の悪さや売れ残り、食べきれないなどの理由で廃棄されてしまう食品を企業や個人から無償で受け取り、様々な理由で食べ物に困っている個人や施設などに無償提供するボランティア活動。胎内市に令和3年にフードバンクたいない「キボウのヒカリ」を発足

#### \* 福祉まると相談窓口 (P. 9, 16, 17)

生活上の困難を抱える高齢者や障がい者、生活困窮者等が地域において自立した生活を送ることができるよう、『断らない相談窓口』として、『まると』支える相談窓口

#### \* フレイル (P. 30)

加齢に伴い、心身の活力が低下した状態。虚弱。早期に気付いて、治療や予防ができれば健常に近い状態へ改善したり、要介護状態に陥ることを減らせる。

#### \* ボランティアスタンプ事業 (P. 22)

ボランティア活動の活性化を図るとともにボランティア活動を行う者の生きがいをづくりにつながるための市の事業

### マ行

#### \* マイ・タイムライン (P. 15)

台風や大雨の風水害等、これから起こるかもしれない災害に対し、一人一人の家族構成や生活環境に合わせて、「いつ」、「誰が」、「何をしなければいけないのか」、あらかじめ時系列で整理した自分自身の避難行動計画のこと。

#### \* メタボリック症候群 (P. 30)

メタボリックシンドロームともい

う。生活習慣病といわれる肥満、高血圧、高血糖、高脂血症のうち、複数を同時にもっている状態。ウエスト周囲径（内臓脂肪蓄積）男性 85 cm以上、女性 90 cm以上を必須条件とし、高血圧、高血糖、血清脂質異常のうち、2つ以上該当するもの。

## ヤ行

### \*ヤングケアラー (P. 10, 25)

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものこと。

## ラ行

### \*ロコモティブ症候群 (P. 30)

加齢に伴う筋力の低下や、関節や脊椎の病気、骨粗しょう症などにより運動器の機能が衰えて移動機能が低下した状態をいう。



胎内市



胎内市社会福祉協議会マスコット  
「こころん」

## 地域ちやぶ台プラン4

第4期胎内市地域福祉計画 第5次胎内市地域福祉活動計画

令和5年4月

**【編集・発行】 胎内市福祉介護課**

〒959-2693 新潟県胎内市新和町2番10号

TEL : 0254-43-6111 (代表)

FAX : 0254-44-8040

URL : <https://www.city.tainai.niigata.jp>

E-mail : [fukuho@city.tainai.lg.jp](mailto:fukuho@city.tainai.lg.jp)

**胎内市社会福祉協議会**

〒959-2656 新潟県胎内市西本町11番11号

ほっとHOT・中条 内

TEL : 0254-44-8682

FAX : 0254-44-8651

URL : <http://tainai-syakyo.com>

E-mail : [fukushi@tainai-syakyo.or.jp](mailto:fukushi@tainai-syakyo.or.jp)